

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成24年3月1日（木）

社会・援護局 保護課 自立推進・指導監査室

目 次

(重点事項)

頁

【重点指示事項】

- 1 平成24年度の生活保護法施行事務監査における重点項目について ― 1

【指示事項】

- 1 平成24年度における生活保護法施行事務監査について ――― 7
- 2 平成24年度における指定医療機関に対する指導及び検査について ― 18
- 3 平成24年度における指定介護機関に対する指導及び検査について ― 20
- 4 平成24年度における保護施設に対する指導監査について ――― 23
- 5 国が実施する監査等について ――― 25

(連絡事項)

- 1 平成24年度生活保護法施行事務監査に係る事前打ち合わせについて ― 60
- 2 セーフティネット支援対策等事業における「生活保護特別指導監査事業」
について ――― 61

(参考資料)

- I 生活保護関係 ――― 68
- II 保護施設関係 ――― 75

重點事項

【重点指示事項】

1 平成24年度の生活保護法施行事務監査における重点項目について

平成23年度においては、東日本大震災による、各自治体における被災の状況や、復旧・復興業務、支援業務に注力されていること、国としても震災対策を最優先としていることを総合的に勘案し、国が行う生活保護法施行事務監査は一部自治体のみ実施したところであり、また、国が監査対象としなかった自治体の一部に対しては、平成22年度に国が行った監査の結果に対する是正改善状況に係る現地確認調査を実施したところである。（以下、平成23年度に国が実施した監査及び現地確認調査を「監査等」という。）。

こうした監査等の結果などを踏まえ、平成24年度の生活保護法施行事務監査における重点項目を次のとおりとするので、各都道府県・政令指定都市本庁においては、十分に留意の上、管内実施機関の指導に当たられたい。

（1）面接相談及び「辞退届」の提出又は指導指示違反による保護廃止の取扱いについて

ア 面接相談について

監査等の結果、一部の実施機関において、①申請に際して、予め、本来不要な添付書類等の提出を求め、それらにより事前に保護の要否等を審査し、申請の可否や申請の時期を実施機関側が判断していると認められる不適切な取扱い、②同様に添付書類等の提出を求め、保護申請書を速やかに交付していない事例、③手持金の状況及び家賃や水道・電気などのライフラインに係る滞納状況など、急迫性の確認が不十分な事例、④面接記録票の記載からは相当の困窮状態にあると認められるケースについて、面接の結果「申請意思無し」となった経緯が不明な事例など、不適切な取扱いや事例が未だに認められた。

については、都道府県等本庁においては、指導監査時に面接相談票について個別ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、面接相談員、査察指導員及び所長等幹部職員とのヒアリングにおいては、面接相談の具体的な手順や申請に至るまでの役割分担等、更に、相談者へ交付ないし提示する書面等を含めた関係書類も確認して問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第9の1に

に基づき、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援
護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）第1編問9の1から2を
踏まえ、是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じて特別監査を実施
するなどによって、保護の相談における開始申請の適切な取扱いを更に徹底する
こと。

その際、局長通知第11の1及び別冊問答集第1編問11の1から5による
「保護申請時における助言指導」の取扱いについて十分理解させること。

特に、査察指導員及び所長等幹部職員に対し、①相談者との面接終了後、面接
相談員に速やかに面接相談票を回付させること、②面接相談票の審査を局長通知
第9の1に基づき厳正に行い、面接相談員に対し適切な助言指導を行うこと、③
必要に応じ相談者に対し追加面接等を実施することについて徹底をお願いする。

なお、住宅手当、総合支援資金貸付及び求職者支援制度など第2のセーフティ
ネット制度についても、相談者に対し適切に情報提供すること。

イ 「辞退届」の提出による保護廃止の取扱いについて

監査等の結果、一部の実施機関において、①最低生活費に比べ、収入が著しく
低いにもかかわらず保護を辞退しているケースなどにおいて、保護辞退に至る経
緯や具体的な自立の目途等がケース記録上全く明らかとなっていないため、真に
被保護者本人の任意かつ真摯な意思に基づく辞退であったか客観的に確認できな
い事例、②管外転出や収入増などによる保護廃止ケースからも不必要な「辞退
届」を原則一律に徴取している事例、③廃止決定の理由が、収入増などによるも
のか「辞退届」の提出によるものか混乱し、誤った廃止理由を保護決定通知書に
記載している事例、④保護の廃止に際して国民健康保険への加入等など保護の廃
止に伴い必要となる諸手続や再度困窮した場合の再相談・再申請について助言指
導していない事例などが認められた。

については、都道府県等本庁においては、指導監査時において「辞退届」の提出
による保護廃止ケースについて個別ケースを抽出した検討をお願いしているところ
であるが、担当現業員、査察指導員及び所長等幹部職員等に対するヒアリング
を通じて問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、
「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日
社保第34号厚生省社会局保護長通知。以下「課長通知」という。）第10の

12-3に基づく是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じて特別監査を実施するなどによって、「辞退届」の提出による保護廃止の適切な取扱いを更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、提出された「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであるか、また、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥るおそれがないかなどについて、必要に応じてケース診断会議に諮るなど組織的に慎重に検討するとともに、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など保護の廃止に伴い必要となる諸手続や再度困窮した場合の再相談・再申請について助言指導を徹底すること。

ウ 指導指示違反による保護廃止の取扱いについて

監査等の結果、一部の実施機関において、①期限を定めて「就労の実現」を指示する、という被保護者本人の努力のみによっては実現可能性が不確実である無効な指示を行っている事例、②履行期限までに「自立できる職に就く」ことを指示している、「有期保護」と言わざるを得ない極めて不適切な取扱いをしている事例、③「法第62条第4項による弁明の機会」を付与せずに廃止等を決定している法に反した取扱いをしている事例、④法第27条に基づく文書による指導指示の前に法第27条に基づく口頭による指導指示が特段の事由なくなされていない事例、⑤指導指示に従わない場合において保護の停止等について検討しないまま廃止をしている事例などが認められた。

法第27条により指導指示に従わなかったときは、要保護の状態であっても必要に応じて法第62条第3項により当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるため、指導指示内容の的確性はもちろん、その手続きについても当然、適法性、厳格性が求められる。

については、都道府県等本庁においては、指導監査時に指導指示違反による保護廃止ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、指導監査時における担当現業員、査察指導員及び所長等幹部職員に対するヒアリングを通じて問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、法第27条、法第62条、局長通知第11の2、課長通知第11の1に基づき、別冊問答集問第11の6から20、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」の「II 指導指示から保護の停廃止に至るまでの対応」を踏まえた是正改善の

文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じて特別監査を実施するなどによって、法第27条による指導指示に係る適切な取扱いを更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、法第27条に基づく指導指示内容及び弁明の機会の付与などの手続きが適正であるか、ケース診断会議に諮る等組織的に慎重に検討すべきこと、さらに必要に応じ都道府県等本庁へ助言を求めることについて徹底をお願いする。

(2) 不正受給等の防止について

平成22年度における不正受給件数及び金額は25,355件128億7千万円と、平成21年度の19,726件102億2千万円から、件数、金額とも増加している。

不正受給が増加している要因としては、被保護世帯が増加していることに加え、不正受給発見の契機の約9割が「実施機関による照会・調査」となっていることから、全ケースに対する課税調査が徹底されたことが大きいものと考えられる。

しかしながら、不正受給の内容を監査等において検討したところ、一部の実施機関において、年金等の受給権の確認漏れではないかと思われる事例や前年度における課税調査漏れの可能性がある事例など、未然防止又は早期発見の可能性がある事例が散見された。

また、法第63条の適用ケースの中には、障害者加算、児童手当・児童扶養手当又は就労収入の認定・変更漏れなどによる扶助費算定誤りなど、本来適切な事務処理がされていれば未然に防止できる事例も認められたところである。

これらの扶助費算定誤りによる法第63条による返還金及び法第78条による徴収金は、実施機関にとっても債権管理に係る新たな事務を発生させるだけでなく、未収金、さらには不納欠損のリスクを発生させることにもなるため、未然防止又は早期発見に努めることが求められる。

については、都道府県等本庁においては、指導監査において法第63条及び法第78条の適切な適用状況を確認するだけでなく、その原因分析並びに未然防止及び早期発見についても具体的に指導すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、保護開始時における年金等の受給権の確認、保護開始時だけではなく高校生など世帯員も含めた定期的な収入申告義務の周知徹底、日常のケース審査の強化、チェック表などを活用した扶助費算定誤り

の未然防止又は早期発見並びに課税調査漏れの防止に関する指導の徹底をお願いする。

なお、高校生のアルバイト収入については申告漏れのみならず、基礎控除、未成年者控除などの勤労控除及びその他の必要経費の控除だけでなく、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8-3の（3）のク及び課長通知第8の58に基づき、高等学校等就学費の支給対象とならない経費又は同基準額で賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額（私立高校における授業料の不足分、修学旅行費又はクラブ活動費（学習支援費を活用しても不足する分に限る）にあてられる費用等）について、収入として認定しないことについても併せて周知するよう指導の徹底をお願いする。

（3）病状の把握及び就労指導・就労支援の徹底について

監査等の結果、一部の実施機関において、被保護者の病状について、主治医訪問及び嘱託医協議、必要に応じて検診を命じるなどによる把握が適切に行われていないことから、就労指導の可否、または療養指導の要否が検討されず、そのため、被保護者の稼働能力について、局長通知第4に基づく評価判断が行われないまま、その前提を欠いた状況で就労指導や療養専念指導が行われている事例や、特段の具体的な助言指導を行わずに保護を適用している事例が多数認められた。

特に昨今、稼働能力を有する被保護者が急増していることから、保護の適正実施において、時期を逸しない病状の把握及び就労指導、就労支援の徹底が極めて重要となっており、また、そもそも、就労指導・就労支援の対象となり得る稼働能力を有しているか否かの把握検討も行わないまま漫然と保護を適用することは、法の目的や原理に照らし容認されないものである。「生活保護制度に関する国と地方の協議に係る中間とりまとめ」においても、「自立・就労支援の充実」が掲げられていることに十分留意する必要がある。

については、稼働能力の活用の判断については、局長通知第4及び課長通知第4の1により示されているとおりであり、稼働能力の活用を図る必要がある被保護者については、「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握について」（平成14年3月29日社援発第03290・24号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき「求職活動状況・収入申告書」を毎月徴収することでの的確に就労・求職状況を把握

した上で、局長通知第11の2に基づき、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」の「Ⅱの3稼働能力のある者に対する指導指示」を踏まえ、必要な指導指示を行うことについて、管内実施機関に対する指導を更に徹底すること。

また、「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」（平成17年3月31日社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知）、「自立支援プログラム導入のための手引（案）について」（平成17年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）、「『福祉から就労』支援事業の実施について」（平成23年4月1日雇児発0401第20号・社援発0401第27号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知）及び「生活福祉・就労支援協議会の設置について」（平成22年2月19日職発0219第3号・能発0219第2号・雇児発0219第3号・社援発0219第4号厚生労働省職業安定局長・職業能力開発局長・雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知）を踏まえ、都道府県生活福祉・就労支援協議会及び地域生活福祉・就労支援協議会を活用するなどによって職業安定行政等との連携を更に強化し、管内実施機関における就労自立支援体制の整備を更に図ること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①稼働年齢層で傷病を就労阻害要因と訴えている者については、主治医訪問及び嘱託医協議、必要に応じて検診を命じるなどにより病状の把握を定期的に行うこと、②稼働能力の活用の判断に当たっては、必要に応じケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど組織的に検討を行うこと、③「就労・求職状況管理台帳」を整備することで組織的に当該被保護者の就労・求職状況を把握の上、ハローワークへの同行訪問などを積極的に実施すること、④ハローワーク等関係機関との連携、就労支援員の配置又は増員による就労支援プログラムの強化、就労意欲喚起等支援事業及び生業扶助等の活用についても積極的に検討することについて、具体的に指導願いたい。

【指示事項】

1 平成24年度における生活保護法施行事務監査について

(1) 基本的な考え方について

ア 生活保護制度の適正な運用について

昨今の経済情勢を受けて、被保護世帯の増加傾向が続いているところであるが、各実施機関においては、引き続き「漏給防止」、「濫給防止」及び「自立支援」を基本として、一層の取組が必要となっており、こうした取組が適正かつ実効性あるものであるよう徹底するため、都道府県等本庁の各実施機関に対する指導監査の重要性も従前に増して高くなっている。

漏給防止の観点から、上記「重点項目」として示したとおり、面接相談及び「辞退届」の提出等による保護廃止の取り扱いについての指導監査について、その手法の研究向上を含めて充実させるなどして、真に保護を必要とする者が適切に保護を受けることができるよう管内実施機関に対する指導を徹底することが重要である。

次に、濫給防止については、特に暴力団員など本来保護を受けてはならない者の排除及び被保護者等による不正受給の未然防止及び早期発見について、管内実施機関に対して指導いただいているところであるが、暴力団員による不正受給事案の発生など不正受給事案の増加に鑑み、一層の指導徹底が必要となっている。

また、上記「重点項目」として示した稼働能力の活用や、年金や障害者自立支援給付など他法他施策の活用、住宅扶助等の代理納付の活用、重点的扶養能力調査等の適正実施、電子レセプトの活用やジェネリック医薬品の使用促進など、保護費の適正支給についての指導強化がさらに求められている。

自立支援については、厳しい雇用情勢の中、稼働能力がある被保護者の増加から、自立支援プログラムによる就労支援の充実・強化が一層重要となっており、就労支援員の配置または増員、就労意欲喚起等支援事業の実施や生業扶助の活用等による自立支援の徹底が求められている。

イ 現業員等による生活保護費の詐取等の不祥事案の未然防止等について

現業員等による生活保護費の詐取・領得及び懲戒処分を伴う事務懈怠は、生活保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものである。

これらの原因及び背景として、保護費の支給決定及び支給手続き、債権管理も含めた法第63条による返還金及び法第78条による徴収金の取扱い、遺留金品の取扱い、日常の現業事務の進行管理などに問題が認められるところであるので、未然防止の観点から、これらの点について管内の実施機関における取扱いの実態を踏まえた具体的な指導が重要である。

特に、現業員の現金取扱いへの関与の有無やその内容、生活保護電算システムによる事務処理における脆弱性の有無程度に十分に留意する必要がある。

ウ 指導監査の実施に当たって

(ア) 指導監査におけるPDCAサイクルについて

生活保護法施行事務の指導監査にあたっては、管内実施機関の問題点の把握、それを踏まえた的確な指導監査の実施、当該実施機関のその後の是正改善状況の確認に基づく更なる指導といった一連の事務が、PDCAサイクルに基づいて効果的に実施される必要がある。

そのためには、まず、各実施機関ごとの監査結果を踏まえた課題分析や評価に基づいた「福祉事務所指導台帳」を作成することが必要であり、また、管内実施機関が抱える課題を整理し、当該課題の是正改善に向けた実効ある指導を行うために本庁としての監査の重点事項を設定することが重要である。

その上で、各実施機関の規模や課題等に応じた日数・班編制による的確な監査（事前検討及び復命会の実施を含む。）を実施するための監査実施計画を策定し、当該計画に基づいた実効ある指導監査を実施するようお願いする。

なお、「福祉事務所指導台帳」に関しては、昨年度開催した「生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議」において、参酌すべき様式を示しているところである。

(イ) 都道府県等本庁生活保護主管課長のリーダーシップについて

指導監査には、都道府県等本庁の生活保護主管課長のリーダーシップが不可欠である。特に、本庁生活保護主管課長が、問題を有する実施機関や大規模実施機関等に対して実地に指導監査に参画することにより、当該実施機関におけ

る生活保護実施状況の実態を把握し必要な指導を行うことが重要である。

また、管内実施機関に対して適切な指導を実施し得る本庁の指導監査（研修等の実施を含む。）の体制整備が必要かつ重要であるので、本庁生活保護主管課長はこうした点についてご尽力願いたい。

なお、厚生労働省においては、管内実施機関の数等に応じ、都道府県等本庁生活保護主管課長をはじめ、一定数の生活保護主管課職員について、生活保護指導職員として人件費を補助しているところである。

（ウ） 是正改善の通知と改善報告について

監査の結果については、単に現地において講評を実施するに止まらず、復命会等によって十分な事後的精査と組織的検討を行った上で、是正改善を要すると認められる事項とその具体的改善方策を含め文書で通知し、実施機関における是正改善の状況について、期限を付してその結果を示す資料の提出を求め、報告された是正改善の内容を評価するとともに、必要に応じて監査職員を派遣してその改善状況を確認することも重要であることに留意願いたい。

（エ） 実施機関における実施体制の整備及びセーフティネット支援対策等事業費補助金等を活用した体制強化について

保護の相談や新規申請が増加し、被保護世帯が増加する中、適正な保護の運営実施を確保するため、標準数に対する現業員の充足及び査察指導体制の充実など実施体制の整備が課題となっているので、管内実施機関に対して適切に指導願いたい。

併せて、現業事務の高度化等を図るため、セーフティネット支援対策等事業費補助金等を活用し、就労支援員、住宅確保・就労支援員、年金調査員、介護支援専門員等の配置又は増員やレセプト点検の外部委託などによる体制の強化についても、管内実施機関の状況に応じ、適切な助言指導を願いたい。

（オ） 保護の実施機関における生活保護業務の実施方針及び事業計画の策定（実施機関におけるPDCA）について

効率的かつ効果的な生活保護業務を行うためには、実施機関において適切に生活保護業務の実施方針及び事業計画を策定し、それに沿って業務を計画的に

実施し、この結果を評価して、実施方針及び事業計画の見直しを行うことが必要である。

従って、実施方針については、少なくとも前年度の監査結果及び国の生活保護行政の重点事項等について検討し、早急な改善や対応が必要な事項を中心として策定されていることが重要であるので、年度当初に管内実施機関の状況に応じヒアリングを実施するなど必要な助言指導を願いたい。

(2) 監査実施上留意すべき点について

ア 暴力団員の排除について

全国の都道府県等において、いわゆる「暴力団排除条例」が制定されるなど、暴力団の排除に向けた国民的な機運が高まっているところである。

申請者等が暴力団員であることが疑われる場合の警察への情報提供依頼などについては、「暴力団員に対する生活保護の適用について」（平成18年3月30日社援保発第0330002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）で示しているところであり、厚生労働省としてもかねてより「生活歴や態度等から暴力団員である疑いがある場合は、本人の申立てや年齢、障害の有無又は傷病の程度にかかわらず警察官署に暴力団員該当性を照会すること。」と指示しているところであるが、未だに、暴力団員であることを隠匿して保護を受給し、事後に発覚する事例や、暴力団から離脱した被保護者が、暴力団員に復帰していた事例などが見られるところである。

については、「申請者等が暴力団員であることが疑われる場合」として警察への情報提供を依頼すべきケースを次のとおり明確化することとしたので、都道府県等本庁におかれては、管内実施機関にこの旨を周知徹底されるとともに、適切に取り扱われるよう指導監査等を通じて指導されたい。

(ア) 警察への情報提供を依頼すべきケースを、次のとおりとする。

- ① 暴力団からの離脱が確認された被保護者
- ② その他、生活歴や態度、生活状況等から、暴力団員であることが疑われる要保護者

(イ) 上記①に該当する者とは次のとおりとする。

- a. 保護の相談、申請の段階では現役の暴力団員であることが確認され、その後暴力団からの離脱が確認された者

- b. 要保護者本人から過去暴力団員であった旨の申し立てがあり、警察への情報提供依頼の結果、保護の申請時においては暴力団員該当性が無いと確認された者
- (ウ) 上記①に該当する者については、保護開始時ないし暴力団からの離脱確認時のいずれか遅い時点から起算して最低5年間は、毎年1回以上、暴力団員該当性について警察への情報提供依頼を行い、暴力団へ復帰していることが無いか確認すること。
- (エ) なお、上記①に該当する者について、5年を超えて引き続き「暴力団員であることが疑われる者」（上記(イ)の②に該当する）として警察官署に照会するか否かは、福祉事務所が個々の対象者の生活状況に即して判断するものとする。

イ 課税調査の徹底について

課税調査については、局長通知第12の3及び「課税調査の徹底及び早期実施について」（平成20年10月6日社援保発第1006001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、その徹底について通知しているところである。

しかしながら、監査等の結果、住民登録が管内にある被保護者について課税調査を実施しても、管外にある者については実施していないことや、前年中に保護を受給しながら、廃止や転出等によって、課税調査実施時点において保護を受給していない者を調査対象としていないことが一部の実施機関において未だに認められた。

また、一部の実施機関において、現業員が課税収入額と収入申告額を突合した結果、現業員が調査の必要があると判断したケースしか査察指導員等に報告せず、そのため調査漏れ等と思料される事例が認められた。さらに、突合後不一致となったケースの調査について進行管理がなされていないことから、法第78条等の決定が翌年度となっている事例も認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、前年中に保護を受給した者全てを調査対象とするとともに、管外に住民登録がある被保護者については現在の居住地に住民登録を異動するよう指導するとともに、それが困難な場合及び異動前の課税状況を把握するため、法第29条に基づき、必要に応じて同意書を添付するなどによって当該市区町村長に協力を求め、課税調査を実施するよう、引き続き管内実施機関に対し指導を徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、現業員が問題ないと判断したケースも含め査察指導員等による課税調査結果の点検及びその後の進行管理等の徹底の指導を更にお願ひする。

なお、課税調査の実施について「保護のしおり」に記載するなどして周知し、適正な収入申告を促すことについても助言をお願ひする。

ウ 年金、障害者自立支援給付等他法他施策の活用について

監査等の結果、一部の実施機関において、年金受給権等の有無の確認が十分でない事例が散見された。

については、都道府県等本庁においては、①日本年金機構から送付される「ねんきん定期便」などを活用した年金保険料の納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を確認すること、②障害がある場合はさらに主治医訪問等により傷病の初診日及び障害の程度について聴取するなどにより、年金受給権の可能性について検討し、可能性があると判断された場合は年金申請について被保護者に対し助言指導を徹底すること、③任意加入により年金受給権が得られる場合は、任意加入手続き、年金受給権を得られる可能性がない場合は、脱退手当金の受給可否を確認し、受給可能であれば請求手続きの支援を行うことについて、管内実施機関に対し指導を徹底すること。

なお、障害年金に関しては、初診日の判断や身体障害者手帳の対象外の疾病でも支給対象になる場合があるなど専門的知識が必要な場合もあるため、年金調査員の非常勤任用等について管内実施機関に対し積極的に助言願ひたい。

また、介護保険の被保険者以外の被保護者に係る介護扶助10割支給に係る障害者自立支援給付、人工透析等に係る更生医療及び精神障害者の精神通院医療等の優先活用などについて指導を徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、日常のケース審査の強化及びチェック表などを活用した一斉点検の実施等などによって、他法他施策の活用を徹底すべきことについて指導を徹底願ひたい。

エ 代理納付について

監査等の結果、一部の実施機関においては、公営住宅家賃について、滞納の発生状況が把握されていないことや、現に滞納が発生しているにもかかわらず代理

納付が実施されていないことが認められたところである。

また、介護保険料加算、公営住宅家賃、学校給食費について、現に滞納が発生しているにもかかわらず、当該被保護者の同意が得られないことなどを理由に、支給方法を代理納付に変更していない事例が認められた。

生活保護における扶助のうち、介護保険料加算及び住宅扶助費等については、当該使途に充てるために、それぞれの実費を支給しているところであり、これらの扶助費が一般生活費に充当されることは生活保護制度の趣旨に反するものである。

については、都道府県等本庁においては、「生活保護制度における代理納付等の適切な活用等について」（平成19年10月5日社援保発第1005002号・社援指発第1005001号厚生労働省社会・援護局保護課長・総務課指導監査室長連名通知）を踏まえ、代理納付制度の実施が遅れている実施機関についてはその原因を分析の上、早急な実施を指導する一方、新たな滞納の発生情報が、適宜当該実施機関に提供されるよう関係部門等との調整を図ること。

また、所長等幹部職員及び査察指導員に対し、介護保険料加算及び住宅扶助費等について現に滞納が発生している場合は速やかに代理納付に切り替えるよう指導を徹底すること。

オ 現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案の未然防止等について

現業員等による生活保護費の詐取及び懲戒処分を伴う事務け怠は、生活保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものであることから、他の実施機関においても、これらを他山の石として未然防止策の徹底が必要である。

都道府県等本庁においては、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」（平成21年3月9日社援保発第0309001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、管内実施機関に対する指導を更に徹底すること。

特に所長等幹部職員、経理担当係長及び査察指導員等に対し、①担当者が起案した電子データが決裁権者の決裁を経ることなく経理システムに流れ不適切に保護費が支給される可能性がある場合は電算システムの改修等を検討すること、②現業員等が現金を取り扱わざるを得ない場合においては、その手順及び相互牽制を含めた事務処理規程等を整備しその遵守状況を定期的に確認すること、③査察指導台帳及びその補助簿等各種台帳並びに訪問調査予定・実績表などの整備及び

点検、現業員業務及び査察指導などに係る各種マニュアルの整備、さらにはチェック表などを活用した一斉点検の実施などを促進する一方、日常のケース審査及び現業員への指示事項についての進行管理を強化することについて、指導を徹底願いたい。

カ その他、保護の決定実施に当たって特に留意すべき事項について

(ア) 訪問調査活動について

監査等の結果、一部の実施機関において、年間訪問計画が策定されていない事例、長期にわたって面接すべき者と家庭内面接が行われていない事例など、訪問調査活動が訪問計画に沿って着実に実施されていない状況が認められた。

訪問調査活動は、これを通じて構築した被保護者との信頼関係を基に、最低限度の生活の保障と自立助長を行う現業活動の基本であることから、被保護者の生活状況等を実地に把握し援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うため、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえた年間訪問計画を適切に策定の上、当該訪問計画に沿って着実に実施する必要がある。

については、都道府県等本庁においては、訪問調査活動が局長通知第12の1に基づき、訪問計画に基づいて適切に実施されるよう管内の実施機関に対する指導を更に徹底すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①毎月、訪問調査予定・実績表を確認すること、②訪問予定月に未訪問又は不在等で面接すべき被保護者と会えなかった場合は、その原因を確認の上、臨時訪問等を指示すること、③長期に不在が続く場合は、その理由を明らかにし、在宅予定日の確認又は訪問の時間帯の変更等調査方法を工夫するなどにより家庭内面接に努め、必要に応じて訪問計画を見直し訪問頻度を高めることについて、指導を徹底願いたい。

キ 扶養義務の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、①扶養義務者の職業、収入等について要保護者その他により聴取する等の方法により扶養の可能性が調査されず、そのため扶養能力調査が適切に行われていない事例、②管内に居住する重点的扶養能力調査対象者について、実地に調査されていない事例、③管外に居住する重点的

扶養能力調査対象者について、文書により照会はしているが期限までに回答がないのにもかかわらず再度期限を付して照会をしていない事例などが認められた。実施機関によっては、そもそも局長通知第5について全く理解せず、重点的扶養能力調査対象者の的確な把握もなされていないところも認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、扶養義務の取扱いについて、局長通知第5に基づき、別冊問答集第1編第5を踏まえ、管内の実施機関に対し指導を更に徹底すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、局長通知第5の趣旨及び重点的扶養能力調査対象者の取扱いについて徹底願いたい。

なお、重点的扶養義務調査対象者に係る扶養能力調査及び扶養の履行状況の調査は年1回程度行うこととされていることに留意すること。

ク 要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度（リバースモーゲージ）の活用について

監査等の結果、一部の実施機関において、要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の活用が可能な世帯であるにもかかわらず、活用に向けての手続きが進捗していない事例が認められた。

については、都道府県等本庁においては、指導監査等において要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の活用が可能な世帯であるにもかかわらず未だにその活用が図られていない事例が認められた場合には、当該事例を個別に検討の上、必要な助言指導を行うこと。

ケ 実施体制の整備等について

（ア）実施体制の整備について

監査等の結果、増加する保護の相談や新規申請の処理に迫られる中、一部の実施機関において現業員による継続ケースへの指導援助が不十分な事例が多数認められた。特に、上記重点的指示事項のとおり、稼働可能な被保護者に対する就労指導又は就労支援については、時機を逸せず適切に実施することが重要であることから、現業員の配置等実施体制の整備は喫緊の課題となっている。

については、都道府県等本庁においては、社会福祉法第16条に定められる現業員数の充足、査察指導の体制整備及び社会福祉主事有資格者の配置について

指導すること。

また、職業安定行政その他の関係機関等との連携強化、自立支援プログラムの活用促進及びセーフティネット支援対策等事業費補助金等を活用した面接相談員、就労支援員、年金調査員、診療報酬明細書点検員などの配置又は増員などによる実施体制の強化についても、指導監査の際にその必要性に応じ一層の具体的な助言をお願いする。

その際、小規模の実施機関においては、単独では必要な人員の確保が困難な場合があることから、当該事業を複数の実施機関で共同実施するなど必要な調整及び支援についても検討願いたい。

(イ) 組織的運営管理について

監査等の結果、一部の実施機関において、訪問調査活動、病状の把握及び就労指導・就労支援、扶養義務の取扱及び他法他施策の活用など生活保護の適正な決定実施の基本的事項に多数の問題が認められたが、これらの原因として、前年度の監査結果等が実施機関の生活保護業務の実施方針及び事業計画に十分に反映されず具体的な改善方策が策定されていないこと、査察指導員等によるケース審査が的確に行われず、さらに現業員への指示事項に係る進行管理も徹底されていないことなど、所長等幹部職員及び査察指導員による組織運営管理にそもそもの問題があることが認められたところである。

なお、実施方針及び事業計画については、策定されている実施方針が不適切な内容となっているのみならず、事業計画についても、単なる年間業務予定表であり、実施方針に掲げた重点事項を確実に実施するための具体的な取組内容と実施時期、職種や職階ごとの役割を明記されていないものも認められた。

については、都道府県等本庁においては、このような実態を踏まえ、年度当初において、管内実施機関の実施方針及び事業計画が、実施方針策定通知等を踏まえ、前年度の監査結果や国の生活保護行政の重点事項等を反映するなど適切に策定されるよう助言指導を行った上で、指導監査に当たってその実施状況を確認すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①査察指導台帳及びその補助簿等各種台帳並びに訪問調査予定・実績表などの整備及び点検、②現業員業務及び査察指導などに係る各種マニュアルの整備、③チェック表などを活用した一

齊点検の実施、④日常のケース審査及び現業員への指示事項についての進行管理の強化について、指導を徹底願いたい。

2 平成24年度における指定医療機関に対する指導及び検査について

指定医療機関に対する個別指導及び検査に当たっては、知事決定や管内実施機関に対する指導監査等を通じて把握した医療扶助運営上の問題点、指定医療機関ごとの医療給付等の傾向等を踏まえ、「都道府県・指定都市・中核市が行う指定医療機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点」に基づき実施すること。

近年、指定医療機関による診療報酬の不正請求等が発生しているので、不正又は不当な診療報酬の請求を行った医療機関に対しては、厳正に対処する等医療扶助の一層の適正実施に努める必要がある。

しかしながら、監査等において、指定医療機関に対する実地検査について、関係部局との連携体制が確保されていなかったこと等により、保険医療機関の指定取消後に、別途生活保護法に基づく立入検査を実施する必要性が生じた事例が見受けられ、この場合、関係部局により指定取消の根拠となる書類が押収されていることから、その後に立入検査を実施しても既に必要な書類がなく、適切な措置の実施に支障が生じた事例が見られたところである。

については、医療保険等各制度との連携を図り、不正請求等の疑いに関する情報交換や状況に応じた合同による指導及び検査の実施等、国民健康保険担当等の都道府県・指定都市・中核市の各関係部門、並びに各地方厚生局（北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州）など関係機関間における指定医療機関に係る指導・検査の連携体制を具体的に構築すること。

また、中核市において、指定医療機関に対する指導が適切に実施されていない事例が散見されることから、各中核市においては、医療扶助運営要領に基づき適正な実施に努めること。

平成23年度より導入された電子レセプトにより、管内の指定医療機関からの請求状況を集計・分析し生活保護受給者に関する請求件数の割合が極めて多い等、他に比べて突出しているケースについて、嘱託医等の協力を得ながら重点的にレセプトの個別内容審査を行い、請求内容に疑義がある指定医療機関に対して個別指導を実施されたい。

都道府県・指定都市・中核市が行う指定医療機関
に対する個別指導の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
医療扶助受給者に対する適切な処遇の確保	1 医療扶助に対する理解の状況 (1) 生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱いが十分理解されているか。 (2) 診療報酬の請求は適切に行われているか。 (3) 障害者自立支援法等他法の取扱いについて配慮されているか。 特に、障害者自立支援法第58条適用について理解されているか。また、長期入院患者等に対する精神障害者保健福祉手帳の取得等について配慮されているか。 2 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況 (1) 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか。 (2) 医師、看護師等医療従事者は、確保されているか。 (3) 診療録の記載及び保存は、適切に行われているか。 (4) 診療内容からみて、医療要否意見書は適切に記載されているか。 (5) 長期入院、長期外来患者に対する療養指導は、適切に行われているか。 (6) 入院患者日用品費等の取扱いは、適切に行われているか。 特に、精神科病院に対しては、本来病院において用意し負担すべき内容の経費について入院患者日用品費から支出するようなことはしていないか。 また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理把握されているか。

3 平成24年度における指定介護機関に対する指導及び検査について

指定介護機関に対する個別指導及び検査に当たっては、管内実施機関に対する指導・監査等を通じて把握した介護扶助運営上の問題点、指定介護機関ごとの介護給付等の傾向等を踏まえ、「都道府県・指定都市・中核市が行う指定介護機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点」に基づき実施すること。

近年、指定介護機関による介護報酬の不正請求等が発生しており、不正又は不当な介護報酬の請求を行った介護機関に対しては、厳正に対処する等介護扶助の一層の適正実施に努める必要がある。

しかしながら、監査等において、指定介護機関に対する実地検査について、関係部局との連携体制が確保されていなかったこと等により、指定介護保険事業者の指定取消後に、別途生活保護法に基づく立入検査を実施する必要性が生じた事例が見受けられ、この場合、関係部局により指定取消の根拠となる書類が押収されていることから、その後に立入検査を実施しても既に必要な書類がなく、適切な措置の実施に支障が生じた事例が見られたところである。

については、介護保険担当部局と連携を図り、生活保護制度についての周知や不正請求等の疑いに関する情報交換や状況に応じた合同による指導及び検査の実施等、指定介護機関に係る指導・検査の連携体制を具体的に構築すること。

また、指定介護機関に対する指導が適切に実施されていない自治体が散見されることから、介護扶助運営要領に基づき適正な実施に努めること。

都道府県・指定都市・中核市が行う指定介護機関
に対する個別指導の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
介護扶助受給者に対する適切な処遇の確保	1 介護扶助に対する理解の状況 (1) 生活保護制度の趣旨及び介護扶助に関する事務取扱いは十分理解されているか。 (2) 報酬請求は適切に行われているか。 また、報酬請求に係る帳簿及び書類の記載及び保管は、適切に行われているか。 (3) 障害者自立支援法などの他法の取扱いについて配慮されているか。 特に、40歳以上65歳未満の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態である医療保険に未加入である者（以下「被保険者以外の者」という。）について、障害者自立支援法などの他法が介護扶助に優先して活用されているか。 2 介護扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況 (1) 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか。 (2) ホームヘルパー等介護従事者は、確保されているか。 (3) 要介護者に関する介護記録及び報酬請求に係る帳簿及び書類の記載及び保管は、適切に行われているか。 (4) 特別な居室、療養室等の提供が行われていないか。 (5) 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業者については、入居にかかる利用料が住宅扶助により入居できる額であるか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(6) 居宅介護支援計画（ケアプラン）において、生活保護法による指定を受けていない居宅介護サービス事業者を用いていないか。 (7) 介護施設入所者基本生活費の取扱いは、適切に行われているか。 特に、本来施設において負担すべき内容（おむつ代及びおむつ洗濯代等）の経費について介護施設入所者基本生活費から支出するようなことはしていないか。 また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理し把握されているか。

4 平成24年度における保護施設に対する指導監査について

保護施設の健全で安定した運営と入所者個々の特性に合った適切な入所者処遇が確保されるためには、施設に対する都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）の指導監査の果たす役割が極めて重要である。

については、平成24年度における指導監査の実施に当たっては、今年度、施設において、入所者への虐待や入所者からの預り金を着服する事案があったことも踏まえ、特に以下の点に留意の上実施されたい。

なお、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号）によって、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）第39条が改正され、保護施設の設備及び運営については、平成24年度から都道府県等が条例で基準を定めることとされたことを踏まえ、「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」（平成12年10月25日社援第2395号厚生省社会・援護局長通知）において定める「生活保護法保護施設指導監査要綱」についても、所要の見直しを行うこととしている。

（1）入所者の自立支援に重点をおいた指導監査の実施

保護施設入所者に対する適切な処遇が行われるため、基準が確保されていることはもとより、

ア 入所者の意向を尊重した上で適切な処遇計画が策定されているか

イ 居宅生活への移行や他法の専門的施設での受け入れについて検討されているか

ウ 実施機関や家族との連携が図られているか

エ 処遇計画について適宜必要な見直しが行われているか

オ 入所者への虐待の防止について適切に対応が行われているか

に重点をおいた指導監査を実施することにより、入所者の自立支援に向けた取組が一層推進されるよう指導すること。

（2）施設運営の適正実施の確保

入所者処遇を図るための必要な職員の確保のほか、適正な会計事務処理及び内部牽制体制の確立、衛生管理や感染症対策の徹底、防災対策の充実強化等について指導すること。

なお、入所者からの預り金を管理している施設については、不正事案防止の観点からその適切な管理についても指導すること。

また職員の処遇については、有用な人材の確保及びその定着化を図るため、適切な給与水準の確保、労働時間の短縮等労働条件の改善、研修等職員の資質向上、福利厚生等の士気高揚策の充実等について指導すること。

(3) 事件・事故に係る報告の徹底

施設において職員による入所者への虐待が確認された場合や職員による不正が確認された場合などの事件・事故については、速やかにこれを都道府県等に報告するよう、管内施設に対して指導すること。

また、報告を受けた都道府県等は、当該事案の概要、対応方針等について速やかに国へ報告することとし、報告に際しては、その時点で判明している事実関係や今後の見込み等について速報されるとともに、詳細な内容が判明次第、逐次具体的な報告を行うこと。

5 国が実施する監査等について

(1) 平成24年度における監査計画について

平成24年度においては、原則としてすべての都道府県・政令指定都市に対する監査を実施することとしており、具体的な監査実施計画については決定次第連絡することとしているので了知願いたい。

(2) 監査事前提出資料の見直しについて

「生活保護制度に関する国と地方の協議に係る中間とりまとめ」において、「実施機関の事務負担軽減」として「生活保護業務データシステム等によるIT化によって、福祉事務所の事務負担の軽減が期待される」とされ、「国は、各種調査の重複の排除や省力化などにより、ケースワーク業務に追われる福祉事務所の事務負担を極力減らすよう努める必要がある。」とされたところである。

こうしたことを受け、各都道府県等本庁から提出を受けている「生活保護法施行事務監査事前提出資料」（以下「監査資料」という。）について、各実施機関が生活保護業務データシステム（以下「データシステム」という。）に入力したデータについては監査資料としての提出は求めず、国がデータシステム上の関係データを監査において使用する形式に抽出・再構成し都道府県等本庁へ提示、相互に確認することで自治体事務の軽減を図るよう見直しを検討している。

具体的な見直し内容や、見直し後の監査資料様式等については、成案が得られ次第別途示すこととしているので了知願いたい。

(3) 研修会等の開催について

平成24年度においては、以下の研修会等の開催を予定している。

特に、平成24年度においては、昨年開催したブロック会議での各自治体からの意見等を踏まえ、都道府県等本庁の生活保護指導職員等に対して、従来から開催していた「生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議」に加え、生活保護事務の経験が無い都道府県等本庁の生活保護指導職員等に対して「新任研修」を実施することとし、従来の「新任生活保護査察指導員基礎研修会」の対象と内容を発展的に見直して、「生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会」（仮称）として開催することとしたので、他の研修会等とあわせて、関係職員の参加等について配慮願いたい。

ア 生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会

生活保護制度は現業事務を基本に成り立っており、現業事務を適正に実施するために査察指導機能は極めて重要である。

また、都道府県等本庁において指導監査業務に従事する生活保護指導職員等は、生活保護事務に係る法制度を十分に理解していることはもとより、実施機関の現場における査察指導のあり方等も理解の上実際の指導等に当たる必要がある。

こうしたことに鑑み、指導監査時における個別指導に加え集団指導として、現業事務経験のない生活保護査察指導員及び生活保護事務経験のない都道府県等本庁指導職員等を対象に、下記のとおり研修を実施することとしている。詳細については決定次第連絡することとしているので、関係職員の参加について管内実施機関を含めて配慮願いたい。

○ 生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会

対 象 者：現業事務経験のない生活保護査察指導員及び生活保護事務経験のない都道府県等本庁指導職員等

開催時期：平成24年5月中旬

開催期間：3日

開催場所：東京都内（予定）

内 容：生活保護事務の基本に係る講義及び分科会による「査察指導」と「指導監査」それぞれの基本的知識等の習得

イ 全国生活保護査察指導に関する研究協議会

査察指導員として一定の経験を有する生活保護査察指導員等を対象に、下記のとおり研究協議会を実施することとしている。詳細については決定次第連絡することとしているので、関係職員の参加について管内実施機関に対して配慮願いたい。

○ 全国生活保護査察指導に関する研究協議会

対 象 者：一定の経験を有する生活保護査察指導員等

開催時期：平成24年8月

開催期間：3日

開催場所：東京都内（予定）

内 容：求められる査察指導業務に係る講義、事例発表及び意見交換等

ウ 生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議

近年、保護の相談・申請及び廃止等における不適正な取扱い、職員による保護費の詐取などの不正事案、暴力団員による不正受給事例など、広範囲にわたり種々の問題が生じており、本庁における管内実施機関に対する指導監査の充実が求められている。このため、来年度においても今年度と同様、各都道府県・政令指定都市の生活保護指導職員を対象に、下記のとおり会議を実施することとしている。詳細については決定次第連絡することとしているので、監査班長など関係職員の参加について配慮願いたい。

なお、上記アの「生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会」へ参加した新任指導職員の本会議への参加についても、特段の配慮を願いたい。

○ 生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議

対 象 者：各都道府県・政令指定都市の生活保護指導職員

開催時期：平成24年5月下旬

開催期間：3日

開催場所：東京都内（予定）

内 容：国の監査の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等

生活保護法施行事務監査事項

主 眼 事 項	着 眼 点
1 保護の適正実施の推進 (1) 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底	1 面接相談時等における適切な対応と事務処理 (1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、「保護のしおり」の活用等により、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。 (2) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。 (3) 他法他施策活用についての助言は、適切に行われているか。 (4) 手持ち金及び預貯金の保有状況、家賃、水道・電気等のライフラインに係る滞納状況等、いわゆる急迫性の確認は的確に行われているか。 (5) 相談内容、助言結果は面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。 (6) 相談者に対し、「居住地がなければ保護申請できない」、「稼働年齢層は保護申請できない」、「自動車や不動産を処分しなければ申請できない」等の誤った説明を行ったり、扶養が保護の要件であるかのように説明するなど、保護の申請権を侵害するような行為及び申請権を侵害していると疑われるような行為は厳に慎み、保護申請の意思を確認しているか。 また、申請の意思が表明された者に対しては、保護申請に当たって事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか。 (7) 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(8) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。 (9) 生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう、生活保護制度の周知や民生委員及び各種相談員との連携、保健福祉関係部局、水道・電気等の事業者等との連絡・連携体制はとられているか。 2 保護開始時における調査の徹底 (1) 資産等の把握状況 ア 保護の申請書、資産申告書（不動産、預貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（稼働収入、年金等）の内容は、挙証資料等に基づき十分審査されているか。 また、生活圏内の関係先（金融機関、保険会社、年金事務所等）調査等によって十分に検証・確認されているか。 イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書は適切に徴取されているか。 ウ 急迫性がないにも関わらず、保護開始決定後に調査していることはないか。 エ 保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等は行われているか。 オ 法第63条を適用し、保護を開始した場合は、文書により本人に周知されているか。 (2) 他法他施策の活用状況 ア 年金、手当、自立支援給付等の他法他施策の活用又は活用の可能性について十分検討されているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	イ 任意加入により年金受給権が得られる場合、任意加入手続きの支援は行われているか。 ウ 年金受給権を得られる可能性がない場合、脱退手当金の受給可否を確認し、受給可能であれば請求手続きの支援は行われているか。 エ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の優先活用について検討されているか。 (3) 病状及び稼働能力活用状況の把握 病状及び稼働能力の活用状況が的確に把握されているか。また、必要に応じ検診命令等は活用されているか。 (4) 扶養義務履行の指導状況 ア 扶養義務者の存否の確認は行われているか。 また、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認は行われているか。 イ 扶養義務者について、職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性は調査されているか。 また、精神的な支援の可能性についても確認されているか。 ウ 重点的扶養能力調査対象者が管内に居住している場合には、実地に調査されているか。 エ 重点的扶養能力調査対象者が管外に居住する場合には、回答期限を付して照会し、回答がないときに、再照会は行われているか。なお、回答がないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会は行われているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
(2) 保護受給中における指導援助の推進	オ 重点的扶養能力調査対象者に対する扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。 カ 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対する扶養能力調査は適切に行われているか。 キ 扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合には、すみやかに調査が行われ、再認定等適宜の処理は行われているか。 また、重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査は、年1回程度行われているか。
	3 関係機関等との連携 関係部局、民生委員、保健所、障害者更生相談所、児童相談所、町村役場、公共職業安定所、医療機関、介護機関等との連携は円滑に行われているか。 1 権利、義務の周知徹底 被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等により、適時適切な指導は行われているか。 なお、高校生のアルバイト収入等の申告義務についても周知されているか。その際、高校生のアルバイト収入については、未成年者控除等の勤労控除及び高等学校等就学費の支給対象外経費等の収入認定除外について、周知されているか。 さらに、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底は図られているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	2. 資産及び収入の把握 (1) 資産の把握 ア 資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等によりの確に確認されているか。 また、資産の申告内容に変化はないか。 特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額は的確に把握されているか。 イ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の活用など、資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。 (2) 収入の把握 就労可能と判断された被保護者については、収入の有無にかかわらず毎月（収入が安定している場合は3箇月ごと）、就労困難と判断された被保護者については少なくとも12箇月ごとに収入申告書は徴取されているか。 ア 稼働収入の把握 (ア) 収入申告書は、毎月徴取されているか。その際、給与証明書等挙証資料は添付されているか。 (イ) 収入申告書及び給与証明書等挙証資料の内容審査（稼働日数、給与額等）は、適切に行われているか。また、必要に応じて事業主等の関係先調査は行われているか。 イ 稼働収入以外（年金、保険金、補償金、仕送り等）の収入の把握 (ア) 収入申告書は適切に徴取されているか。必要に応じ、年金改定通知書（写）等挙証資料は添付されているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(イ) 年金、保険金等の受給権の有無及び受給金額は、必要に応じ、年金事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。 (ウ) 仕送り額等は、的確に把握されているか。 ウ 課税調査の実施状況 (ア) 前年中に保護を受給した全ケースの世帯員全員について、毎年6月以降、課税資料の閲覧可能な時期に速やかに調査が実施されているか。特に管外市区町村に住民票がある者については、当該市区町村に対しても課税情報の提出について協力を求めているか。 なお、未申告の収入が判明した場合、その収入を継続して得ているかを確認し、現在も継続して収入があることが判明した場合、遅くとも8月分の保護費に反映させるよう迅速な認定処理が行われているか。 さらに、課税調査結果は決裁されているか。 また、法第78条適用等の処理は、遅くとも年度内に完結されているか。 (イ) 課税調査の実施漏れや実施の遅れ等を防止するため、査察指導員等による進行管理や全ケースに係る調査結果の点検等、課税調査を的確に行う体制の整備は図られているか。 (3) 年金等の受給権の確認 ア 日本年金機構から35歳、45歳及び58歳時に送付される「ねんきん定期便」を活用するなど、老齢基礎年金等の受給権について確認されているか。 イ 一定の障害の状態にある者について、障害基礎年金や労働者災害補償保険の障害（補償）給付等の受給権について確認されているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	ウ 遺族厚生年金や労働者災害補償保険の遺族（補償）給付等の受給権について確認されているか。 エ 任意加入により年金受給権が得られる場合、任意加入手続きの支援は行われているか。 オ 年金受給権を得られる可能性がない場合、脱退手当金の受給可否を確認し、受給可能であれば請求手続きの支援は行われているか。 （４）その他、他法他施策の活用 身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳の取得、介護扶助または医療扶助について自立支援給付等の優先活用の可能性など他法他施策の活用について検討されているか。 （５）入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱い 入院患者日用品費等の累積金は、少なくとも１２箇月ごとに把握され、加算等の調整が適切に行われているか。 ３ 援助方針の策定 （１）援助方針は、アセスメント表を作成するなど、訪問調査活動や病状把握等の関係機関調査により把握した生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析し、それらの課題に応じて具体的に策定されているか。 また、策定した援助方針については、要保護者本人に理解を得るよう説明しているか。 （２）援助困難なケース等については、関係機関とも連携の上、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に検討されているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(3) 援助方針は、ケースの生活状況等の変化に即して適切に見直しがされているか（ケースの状況等に変動がない場合であっても年1回以上見直すこと）。 (4) 援助方針が、ケース記録等に明記されているか。また、説明した旨がケース記録等に明記されているか。 4 訪問調査活動の充実 (1) 訪問計画の策定 ア 実施機関において統一的な訪問基準を策定する場合には、生活状況の把握、保護の要否及び程度の確認、自立助長のための助言指導などについて、訪問調査活動の目的を達成するために考慮されているか。 なお、個々の被保護世帯への訪問基準の設定にあたっては、訪問基準を画一的に当てはめることなく、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。 イ 個別のケースに対する訪問計画は、ケースの実態、訪問調査活動の目的に応じて適切なものとなっているか。 また、ケースの生活状況等の変化に応じて適時適切な見直しは行われているか。 (2) 訪問調査活動の状況 ア 訪問は、訪問計画に沿って確実に実施されているか。 また、ケースの状況変化を考慮し、必要に応じた随時の訪問が実施されているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。 イ 訪問調査活動の目的に添って必要な指導援助が行われているか。 また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、介護保険制度等による介護サービスの活用など必要な指導援助は行われているか。 ウ 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行うなど世帯員全員に対し適切な指導援助が行われているか。 エ 面接すべき者の不在が続く場合には、訪問方法を工夫するなど適切な対応措置はとられているか。 また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行うなど、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力されているか。 オ 長期にわたって来所による面接が続き、訪問調査活動の目的が達成されていないケースはないか。 カ 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。 また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。 5 就労阻害要因の把握 (1) 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要な指導援助は適切に行われているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(2) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、直近のレセプトの活用、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ検診命令等によりの確に、年1回以上は把握されているか。 (3) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況や入所条件等を総合的に勘案し、適切に行われているか。 6 個別具体的な指導援助の充実 (1) 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の状況 ア 稼働能力を活用しているか否かについては、 ①稼働能力 ②稼働能力を活用する意思 ③稼働能力を活用する就労の場 があるか否かにより判断し、必要に応じケース診断会議や稼働能力判定会議等により組織的に検討されているか。 イ 就労・求職状況管理台帳は整備されているか。 また、対象者には、求職活動状況・収入申告書を毎月提出させ内容を把握し、必要な指導は行われているか。 ウ 就労に関する個別支援プログラムを積極的に活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が行われているか。 エ 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。 また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行われているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	オ 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労の日数や時間、収入が少ない者に対し、勤務先調査又は課税調査が行われているか。 また、地域の有効求人倍率や求人情報等を踏まえ、稼働能力を有している者の年齢、資格、生活歴、職歴等を総合的に勘案し、稼働能力が十分活用されていない場合には、転職を含む増収指導が行われているか。 カ 稼働能力の活用の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。 また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。 キ 被保護者に対し、検診命令に従わない場合において、必要があると認められるときは、保護の申請が却下され、又は保護の変更、停止若しくは廃止をされることを伝えているか。 (2) 高齢者、障害者世帯など要援護世帯に対する指導援助の状況 ア 高齢者、障害者等世帯について、介護保険制度及び障害者自立支援法等による各種サービスの活用が図られているか。 イ 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助は行われているか。 ウ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。 エ 高齢者、障害者等世帯について、必要な生活環境等の整備のための介護保険や障害者自立支援給付などの制度活用は図られているか。 オ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等について協力依頼は行われているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(3) 母子世帯等に対する指導援助の状況 ア 個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助は行われているか。 イ 母親の養育態度、子の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助は行われているか。 ウ 子の進路について、学校等関係機関との連携を図るなど適切な指導援助は行われているか。 エ 児童扶養手当等、他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。 (4) 多重債務問題等に関する指導援助の状況 債務整理等の支援に関する個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助は図られているか。 (5) 関係機関との連携及び社会資源等の活用状況 ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。 イ 民生委員、保健所、町村役場、各種相談員、医療機関、介護機関、学校等関係機関との連携、近隣住民との協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。 また、必要に応じ、関係者にケースへの同行訪問を要請しているか。 ウ 介護保険料、公営住宅家賃、学校給食費の未納について、関係部局と連携を図り納付状況を把握するとともに、滞納しているケースについては、被保護者に対し適切な納付指導を行うか、代理納付の手続きをとることにより改善は図られているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
(3) 適正な保護の決定 事務の確保	1 保護の開始 保護の開始は、急迫性がないにも関わらず要保護者の資産及び収入に係る必要な関係先調査をせずに開始していることはないか。また、保護の開始・申請の却下は、要否の判定を適正に行い決定されているか。 2 保護の廃止 (1) 要否の判定による廃止 保護の廃止は、当該世帯における収入の増加、最低生活費の減少等により保護を要しない状態を確実に把握した上で、医療費、介護費用等を含めて適正に要否の判定を行い決定されているか。また、廃止決定の理由は的確か。 (2) 「辞退届」による廃止 ア 「辞退届」は、被保護者本人の任意かつ真摯な意思によるものか。また、本来不必要な「辞退届」を一律に徴取していないか。 イ 被保護者本人から自立の目途を具体的に聴取するなど、廃止により直ちに急迫した状況に陥らないことを確認しているか。 ウ 保護の廃止決定の判断は、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に対応されているか。 エ 保護の廃止に際し、当該世帯の国民健康保険や国民年金への加入等の諸手続及び急迫状況に陥らないよう必要に応じ再来所・再申請について助言されているか。 また、地域の民生委員へ保護廃止の旨を連絡するなどにより、保護廃止後の当該世帯の自立生活を見守る配慮はされているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(3) 指導指示違反による廃止 ア 指導指示内容及び期限の設定については、被保護者本人の保護の目的達成上、必要なもので実現の可能性があるものとなっているか。 イ 法第27条による指導指示は、文書による指導指示の前に、原則として、口頭により直接当該被保護者に対して確実に行われているか。 ウ 指導指示違反に対する弁明の機会を設けているか。また、その日時や通知の手続は適切か。 エ 指導指示に従わない場合において、保護を廃止する前に、保護の停止等について組織的に検討しているか。 オ 保護の廃止決定の判断及びその手続は、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に対応されているか。 3 最低生活費の算定及び通知事務 最低生活費の認定、加算、控除等の決定事務は適正に行われているか。 また、保護の開始及び変更並びに停止及び廃止が行われた場合には、被保護者に対しその旨を通知するとともに、必要な教示は行われているか。 4 保護費の返還・徴収の決定 (1) 法第63条による返還額の決定は、必要経費の控除及び自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものの免除を含め適切に行われているか。 また、一部又は全部の返還額を免除する場合は、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的にその必要性を十分検討されているか、さらに、その内容が学証資料等により明確にされているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
(4) 不正受給防止対策等の推進	(2) 法第78条による費用徴収にあたっては、各種控除を適用せず、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とされているか。 1 収入申告内容の確認等の状況 (1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。 また、必要に応じて勤務先等関係先調査が適切に行われているか。 (2) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。 2 不正受給ケースに対する措置 不正受給については、法第78条により厳正に措置されているか。 また、悪質なケースについては、告訴等が行われているか。 3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策 (1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因が十分に把握・分析された上で、適切に適用されているか。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握の方法に問題はないか。また、年金、手当等の受給権の確認が適切に行われていたか等、実施機関として取り組むべき問題点の有無が検討されているか。 (2) 実施機関として取り組むべき問題がある場合、再発防止対策等の適切な対応はとられているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
2 医療扶助の適正運営の確保	1 医療扶助受給者に対する指導援助及び適正運営の状況 (1) 電子レセプトを導入している場合には、電子レセプトを活用して、被保護者ごと又は医療機関ごとに医療扶助の実態を把握し、その結果をレセプト点検、指定医療機関の重点指導、重複受診（処方）、後発医薬品の使用促進等に活用しているか。 (2) 被保護者の病状は、電子レセプトの活用やレセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等によりの確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等は適切に行われているか。 (3) 継続して医療を必要とするときには、原則、3箇月（併給入院外患者及び訪問看護の利用者は、6箇月）ごとに、医療要否意見書等により医療扶助継続の要否は十分検討されているか。 (4) 長期入院患者の実態を把握し、必要な指導援助は行われているか。 ア 社会的入院を余儀なくされている入院患者のうち、要介護者については、介護施設への入所や介護サービスの活用を図り、精神障害者については、精神障害者退院促進事業を活用するなどして、在宅生活への移行が図られるよう必要な指導援助は行われているか。 イ 入院患者の退院後の受入先の確保について、必要な指導援助等は行われているか。 (5) 頻回受診者に対する適正受診指導状況 ア 頻回受診者指導台帳等は整備されているか。 イ 頻回受診の判断は主治医訪問や嘱託医協議等によって適切に行われているか。 ウ 頻回受診の指導にあたっては、保健師の同行訪問を行うなど、適切に実施されているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(6) 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。 (7) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認・審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導は行われているか。 (8) 被保護者に対して、パンフレット等を用いて説明を行うなど後発医薬品の適切な選択について周知徹底を図っているか。 2 レセプトの点検、活用状況 (1) レセプトは、個別ケースごとに直近6箇月程度は編綴され、療養指導等に常時活用できる状態となっているか。 また、病状の把握、療養指導等に際し、現業員、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。 (2) 資格審査、単月点検、縦覧点検について、医療事務の経験がある者等によって、適切な方法により実施されているか。 また、単月点検、縦覧点検を業者委託している場合、仕様書の見直し、競争入札の実施等を行うことなく、安易に同一業者に長期間委託していないか。 (3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議又は本庁に対し技術的助言を求めているか。 (4) 医療券交付処理簿とレセプトの照合は行われているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	3 移送の給付等の状況 (1) 移送の給付にあたっては、画一的な取扱いによって一律に給付を認めず、被保護者が必要な医療を受けられなくなることをないよう、適切に給付の決定が行われているか。 また、『「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について』（平成22年3月12日社援発0312第1号厚生労働省社会・援護局長通知）を踏まえ、不正受給や過大給付などが発生しないよう所定の手続に則って、個々の事案ごとに十分な検討が行われているか。 (2) 施術、治療材料給付 あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。 また、施術については慰安の目的でないかなど施術を必要とする理由、施術日数、施術回数等の妥当性について嘱託医と協議のほか、必要に応じ施術者への確認や検診命令により把握の上、福祉事務所が十分検討しているか。 なお、施術の給付についての往療料の算定は、歩行困難など、真に安静を必要とする者等、通所して治療を受けることが困難な場合に限り行われているか。 4 嘱託医等の配置及び活動状況 (1) 嘱託医が週1回程度の所内勤務を行う等、医師による専門的判断を得られる体制は確保されているか。 (2) 精神科などの嘱託医の確保が困難な場合には、必要に応じ業務委託医の活用は検討されているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(3) 医療扶助の要否及びケース援助に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見は聴取されているか。 (4) 現業員等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。 5 本庁への技術的助言の要請状況 医療の給付の要否、援助方針の決定に当たって医学的見地からみて疑義のあるものについては、本庁に対し技術的助言を求めているか。 6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況 (1) 医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについての確認はされているか。 (2) 患者の病状等に応じ、障害者自立支援法、感染症予防法に基づく結核医療等の活用について、保健所等関係機関との連携は十分図られているか。 特に次の点について、関係機関との連携が図られ、確認はされているか。 ア 精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討は行われているか。 イ 精神科の通院について、精神通院医療適用確認調書を活用するなど、障害者自立支援法第58条の適用について検討は行われているか。 ウ 人工透析医療、ペースメーカー交換術等移植術、人工関節置換術等について、更生医療に係る自立支援給付の優先活用についての検討及び確認台帳の整備は行われているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
3 介護扶助の適正運営の確保	1 介護扶助受給者等に対する指導援助の状況 (1) 要介護又は要支援の状態にあると考えられる者については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により、要介護認定申請が行われるよう指導されているか。 (2) 介護扶助の要否判定、程度は、居宅介護支援計画又は介護予防支援計画の妥当性を検討の上、適正に決定されているか。 (3) 居宅介護支援計画又は介護予防支援計画に基づくサービス提供実績の確認は的確に行われているか。 2 福祉用具及び住宅改修の給付状況 (1) 介護扶助受給者に対して、福祉用具の購入費及び住宅改修費の全額を支給した場合には、領収書等により保険給付等の申請がなされるよう指導されているか。 (2) 保険者による償還金が支給された場合には、適切に法第63条が適用されているか。 (3) 福祉用具の使用状況を実地に確認しているか。 また、住宅改修前後の状況を実地に比較し、改修効果が確認されているか。 3 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況 40歳以上65歳未満の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態である医療保険に未加入である者について、障害者自立支援法等の他法が介護扶助に優先活用されているかの検討及び確認台帳の整備は行われているか。 また、障害保健福祉関係部局等関係機関との連携は図られているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
5 組織的な運営管理の推進 (1) 計画的な運営管理の推進	1 理事者等の現状認識 (1) 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域的特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、実施機関の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。 (2) 所長等幹部職員は、実施機関の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。 (3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から実施機関全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。 ア 開始・廃止ケースの状況及び問題を抱える開始・廃止ケースの有無について把握し、実施機関全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。 イ 法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因を分析し、実施機関全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。 ウ その他、特に問題を抱えるケースについて、実施機関全体の問題として把握し、取り組んでいるか。 エ 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業等を実施する等、その対応策を講じているか。 (4) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	2 生活保護業務の実施方針及び事業計画の状況 (1) 保護の動向及び雇用情勢など地域の状況について分析を行い、対応すべき課題について整理し、前年度の監査指摘事項などを踏まえ、実施機関の抱える問題点を分析し、その要因を把握しているか。 (2) 実施方針については、所長等幹部職員及び現業員等関係職員の参加のもとに十分討議し、早急な改善や対応が必要な事項を中心とした実効性のある方針が立てられているか。 また、問題を生じている要因の改善に向け取り組む内容が明らかとなるよう、具体的な手順や方法が盛り込まれているか。 (3) 実施方針に基づき、月別にあるいは四半期毎に、具体的な取組の内容及び実施時期を明らかにするため事業計画が策定されているか。 (4) 実施方針及び事業計画に基づいて実施した取組の結果及び効果を集約し、実施機関として評価・分析を行い、改善が必要な事項については、次年度の実施方針に反映するなどの措置がとられているか。 3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況 (1) 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業は実施されているか。 (2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、実施機関として評価がされているか。 また、実施方針等に反映されているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
(2) 査察指導機能の 充実	(3) 自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討されているか。 4 ケース診断会議の活用状況 (1) 援助困難ケースに対する援助方針の策定、法第63条の一部返還免除、法第78条の適用、新規開始及び廃止決定、暴力団員への保護の適用、自動車の保有可否の決定、法第27条による指導指示をする場合等においては、必要に応じケース診断会議等に諮るなど速やかな組織的判断が行われているか。 また、所長等幹部職員は参画しているか。 (2) ケース診断会議等の検討結果は記録されているか。 また、その結果等を踏まえ具体的な取組は行われているか。 1 現業活動の掌握体制の確保 訪問計画の策定など計画的な訪問のための取組や訪問調査活動の実施について査察指導員が把握でき、かつ必要な助言、指導ができる体制は確保されているか。また、個々のケースを掌握するための査察指導台帳は作成されているか。 2 訪問の進行管理等 (1) ケースの実態に即した援助方針及び訪問計画の策定など、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。 また、ケースの実態の変化に応じて、その見直

主 眼 事 項	着 眼 点
(3) 実施体制の確保	しに対する助言、指導は適切に行われているか。 (2) 長期間未訪問ケース等について、現業員に対して必要な指導が行われているか。 3 ケース審査及び助言、指導 (1) ケースの援助内容について、現業員に必要な助言、指導は適切に行われているか。特に、新任の現業員に対し、実務指導、接遇等について特別な配慮はなされているか。 (2) 現業員に助言、指導した事項、その経過及び結果について、査察指導台帳等に記録されているか。 (3) 現業員に助言、指導した事項についての進行管理は適切になされているか。 4 援助困難ケースへの対応 (1) 援助困難ケースに対する指導援助は、担当者任せとなっていないか。 (2) 援助困難ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し、適切な援助を行うよう指導されているか。 (3) 必要に応じ、関係者にケース診断会議等への参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。 (4) 関係機関等との連携は、組織的に確保されているか。
	1 職員の配置状況 (1) 査察指導員、現業員の不足により事務処理に支障を来していないか。 (2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言、指導ができる者となっているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(3) 現業員の大半が異動すること等によってケースの援助、事務処理等に支障を来していないか。 現業員等が社会福祉主事資格を有していない場合は、資格取得に努めているか。 (4) 査察指導員、現業員が生活保護以外の業務を兼務している場合、支障を来していないか。また、査察指導員がケースを直接担当していることはな いか。 2 面接相談体制の状況 専任面接相談員の配置や、状況に応じた複数による面接の実施等、面接相談体制は確立されているか。 3 現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等 (1) 保護金品の支給について ア 決裁権者等を明確にした事務処理規程等は定められているか。 イ 電算システムにおける決裁権者の決裁確認機能はあるか。(無い場合は、代替確認方法) ウ 窓口支給における現業員の関与はあるか。関与がある場合、その範囲は適正に定められているか。 エ 未支給保護金品の管理方法は適正に定められているか。 オ 介護老人福祉施設入所者等を除き、生活保護受給者本人以外に保護費を交付していないか。 カ 当該被保護世帯主又は世帯員が受領に来所出来ない場合の保護金品の取扱いは適正に定められているか。 キ 保護決定通知書を事前に送付しているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	ク 窓口支給の縮減に適正に取り組んでいるか。 ケ 被保護者等からの問い合わせ受付体制は適正にとられているか。 (2) 返還金・徴収金について ア 決裁権者等を明確にした事務処理規程等は定められているか。 イ 現業員等の事務の範囲及び取扱い手順は適正に定められているか。 ウ 決定前の返還金・徴収金相当額の預かりを行っていないか。 エ 納付指導等における返還金・徴収金の徴収方法は適正に定められているか。 オ 現金管理及び相互牽制は適正に行われているか。 カ 被保護者等からの問い合わせ受付体制は適正にとられているか。 (3) 遺留金品の取扱いについて ア 決裁権者等を明確にした事務処理規程等は定められているか。 イ 現業員等の事務の範囲及び取扱い手順は適正に定められているか。 ウ 現金管理及び相互牽制は適正に行われているか。 エ 被保護者等からの問い合わせ受付体制は適正にとられているか。 4 ケース記録等事務処理の管理状況 (1) ケース記録など個人情報資料については、秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
6 実施機関の実情に応じた重点的な指導の徹底	(2) 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、内容審査、点検等の管理は適正に行われているか。 1 暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況 (1) 被保護者又は申請者等の言動から暴力団員ではないかとの疑いが持たれなくても、その経歴などから暴力団親交者との交流の可能性がある場合には、警察等関係機関との連携を十分図り適切に処理されているか。 特に高齢又は障害・傷病などにより、安易に暴力団員の該当性はないと判断していないか。 (2) 保護を申請した、又は申請しようとする者（以下、「申請者等」という。）が暴力団員である場合には、現業員等のみに任せることなく、ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組まれているか。 (3) 申請者等が暴力団員であることが確認された場合には、急迫状態である場合を除き、既に申請を受理している場合は申請を却下し、相談等の段階である場合には、暴力団を離脱しない限り、申請を行っても却下することとなる旨を説明しているか。 (4) 申請者等が申請時点において暴力団員であったが、暴力団からの離脱を求めた結果、暴力団を離脱した場合には脱退届及び離脱を確認できる書類（絶縁状・破門状等）、誓約書、自立更生計画書等を徴取しているか。 なお、それらの書類の真偽について疑いがある場合には、警察の暴力団排除担当課に再度情報提供を求めるなどにより確認に努めているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(5) 保護受給中に暴力団員であることが判明した場合には、暴力団からの離脱等を指示し、これに従わない場合には、所要の手続を経て保護の廃止をしているか。 (6) 現役暴力団員と生計を同一とする他の世帯員について、当該暴力団員を世帯分離し、真にやむを得ない事情によりその世帯員のみを保護している場合、その事情は現時点において適切か。 (7) 現役暴力団員、当該暴力団員を世帯分離した生計を同一とする他の世帯員及び元暴力団員について、真にやむを得ない事情で保護を適用している場合、適切に生活実態は把握されているか。 (8) 警察との連携・協力強化のため、暴力団員の保護状況や、管内の暴力団の状況について、実施機関と警察署との間で円滑な情報交換を行うなどの協議等が行われているか。なお、暴力行為等があった場合には、速やかに警察署へ通報する等の措置は行われているか。 (9) 保護の開始決定後、本庁への情報提供は速やかに行われているか。 2 自動車保有ケースに対する調査、指導の状況 (1) 自動車の保有状況が、必要に応じて陸運支局等の関係先調査等によりの確に把握され、保有要件の審査が適切に行われているか。なお、保有容認にあたっては、任意保険の加入についても検討されているか。 (2) 保有を認めた場合において、適宜保有要件の検証は適切に行われているか。 (3) 保有が認められない場合の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(4) 処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われているか。 (5) 自動車の処分指導の保留については、概ね6か月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者であって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断される場合に限り、行われているか。 また、処分指導を保留しているケースについて、期限到来後に自立に至らなかった場合には、速やかに処分指導を行っているか。 3 ホームレス等に対する保護の適用状況 (1) ホームレスに対する保護の適用にあたっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではないことに留意し、実施されているか。 (2) 直ちに居宅生活を送ることが困難とされ、保護施設や第二種無料低額宿泊所等において保護されたホームレスについて、その状況に応じて養護老人ホームや各種障害者福祉施設等への入所は検討されているか。 (3) 施設入所中の被保護者については、その状況に応じて訪問調査活動を行い生活実態を把握するとともに、居宅生活への円滑な移行に向けて、施設職員や民生委員等関係機関との連携を図り、日常生活訓練、就業の機会の確保等の必要な支援は行われているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(4) 第二種無料低額宿泊所等に起居する被保護者については、平成21年10月20日社援保発1020第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知を踏まえ、少なくとも1年に2回以上家庭訪問するよう訪問計画を策定し、定期的な訪問調査活動を行い、利用料金、金銭管理、居室の状況等も含めた生活実態を把握するとともに、自立に向けた必要な指導援助は行われているか。 また、被保護者の生活状況が劣悪であると認められた時には、転居指導を行うとともに、必要な支援は行われているか。 4 実施機関の規模に応じた適切な組織運営 (1) 小規模な実施機関において、査察指導員任せにならないよう、保護の適正運営が組織的かつ継続的に確保される体制は整備されているか。 また、他の実施機関等と共同し、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会など、実施水準の維持向上のために努力がされているか。 (2) 大規模実施機関において、組織運営の一体性が確保されるよう、役付会議や係会議の定期開催、査察指導マニュアル及び補助簿の整備、各種委員会の組織などの工夫がされているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	5 職員による不祥事件の再発防止について 過去において職員による不祥事件の発生した実施機関については、その発生要因及び背景を分析した上で、適切な再発防止策が策定され、かつ確実に実施されているか。 また、他の実施機関においても、職員による同様の不祥事件が発生しないよう再発防止策の情報共有を通じて未然防止策が徹底されているか。

項 事 絡 連

【連絡事項】

1 平成24年度生活保護法施行事務監査に係る事前打ち合わせについて

平成24年度「事前打合せ」については、以下の日程で開催する予定であるので、ご了解願いたい。

なお、各都道府県・指定都市ごとの日程等詳細については、別途調整の上、通知する。

① 実施時期

4月10日（火）、11日（水）、12日（木）の3日間 <予定>

② 提出資料

1. 管内福祉事務所の保護動向（別紙1）

2. 管内福祉事務所の保護動向（世帯類型別）（別紙2）

3. 監査の実施結果（別紙3）

4. 参考資料

（1）管内の保護動向を分析した資料

（2）平成24年度の本庁監査実施要綱及び本庁実施方針

（前年度との変更部分に下線を引いたものを用意願います。）

（3）平成23年度に本庁が実施した、次に該当する福祉事務所の監査結果の「通知文（写）」

① 平成22年度に厚生労働省が監査を行った福祉事務所

② 上記を除き管内における大規模上位2福祉事務所

③ 別紙3の本庁の評価が低い福祉事務所

（4）上記③の福祉事務所いずれか1ヶ所について、次に該当する資料

① 平成23年度監査資料（事前提出分）

② ヒアリング内容が分かる資料

③ 確認監査を実施していればその結果が分かる資料

2 セーフティネット支援対策等事業における「生活保護特別指導監査事業」について

セーフティネット支援対策等事業における「生活保護特別指導監査事業」については、保護の適正実施と実施水準の一層の向上を図ることを目的として、一般指導監査、特別指導及び確認監査の実施を通じて、福祉事務所の抱える問題点の分析と適切な対応策の検討等を行う場合に、当該事業に係る経費を補助しているところであるが、平成24年度において、事業内容を一部見直すこととしている。

具体的には、

- ① 一般指導監査実施前に対象福祉事務所の現状及び課題について十分に検討を行い、当該福祉事務所に係る重点的着眼点を策定するとともに、監査体制については、関係部局職員が参画するなど、監査が効果的に行える体制とするよう努めることとする
- ② 監査における検討対象ケースの選定に当たっては、対象福祉事務所固有の課題を的確に把握し、指導による運用改善が効果的に行えるよう、重点的着眼点を踏まえて行うこととする
- ③ 一般指導監査実施後において、その後の特別指導及び確認監査がより実効性のあるものとなるよう、監査結果を踏まえ、対象福祉事務所における問題点の分析及びその改善方策等について組織的に検討を行うこととする
- ④ 一連の監査が終了した後、指導監査手法の検討を行い、より適切な指導監査手法を確立することとする

等、その他所要の見直しを行うこととしているので、当該補助事業を有効に活用されたい。

なお、上記の見直しを踏まえた当該事業の流れは、別紙4のとおりであるので、参照されたい。

1. 管内福祉事務所の保護動向

事項 福祉事務所	被保護世帯数						被保護人員						保護率				
	20年度	21年度	22年度	23年2月 A	24年2月 B	B/A %	20年度	21年度	22年度	23年2月 A	24年2月 B	B/A %	20年度	21年度	22年度	23年2月	24年2月
郡部計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0						
市部計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0						
合計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0						

2. 管内福祉事務所の保護動向（世帯類型別）

事項 福祉事務所	高齢者世帯						母子世帯						障害者世帯					
	20年度	21年度	22年度	23年2月 A	24年2月 B	B/A %	20年度	21年度	22年度	23年2月 A	24年2月 B	B/A %	20年度	21年度	22年度	23年2月 A	24年2月 B	B/A %
郡部計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
市部計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
合計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	

(別紙2)

2. 管内福祉事務所の保護動向（世帯類型別）

②

事項 福祉事務所	傷病者世帯						その他世帯					
	20年度	21年度	22年度	23年2月 A	24年2月 B	B/A %	20年度	21年度	22年度	23年2月 A	24年2月 B	B/A %
郡部計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
市部計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
合 計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	

(別紙 2)

2. 管内福祉事務所の保護動向（世帯類型別）

③

[illegible]

(別紙3)

3. 監査の実施結果

年 度		21年度	22年度	23年度
福祉事務所	指摘数/ ケース検討 数			
	文書指摘率	%	%	%
	評 価			
	23年度 職員不祥事	有・無	<内容>	
	指摘数/ ケース検討 数			
	文書指摘率	%	%	%
	評 価			
	23年度 職員不祥事	有・無	<内容>	
	指摘数/ ケース検討 数			
	文書指摘率	%	%	%
	評 価			
	23年度 職員不祥事	有・無	<内容>	

- (注) 1 上記内容がわかる指導台帳等による提出も可能であること。
 2 本表には過去3年間に厚生労働省監査及び都道府県、政令指定都市が行った監査結果通知により文書(個別ケースの指摘は除く。)で指摘した事項を記入すること。
 3 評価欄には本庁において、福祉事務所の実施水準を評価していれば記入すること。また評価方法に基準、マニュアル等がある場合には添付すること。
 4 厚生労働省監査は、「厚」を記入すること。

生活保護特別指導監査事業の流れ

事前準備【新規】

- ・重点的指導が必要な対象福祉事務所の選定
- ・重点的着眼点の策定
- ・必要な監査体制の整備

**一般指導監査（1回目）**

- ・重点的着眼点を踏まえたケース選定【変更】
- ・是正改善を要するケースについてのケース指導台帳の作成・保管
- ・組織的検討【新規】
 - 問題点及びその改善方策の検討
 - 特別指導及び確認監査の方針決定

※その他については、生活保護法施行事務監査の例により行う

**特別指導（2回目）**

- ・問題事項にかかる対応状況の把握・指導

**確認監査（3回目）**

- ・ケース指導台帳に登載したケース及びその他問題点の是正状況等の確認

**監査実施後の措置【新規】**

- ・適切な指導監査手法の確立

参 考 資 料

I 生活保護関係

1 指導監査の実施状況

(1) 厚生労働省及び都道府県・指定都市が実施した指導監査の状況（平成22年度）

区 分		都道府県・指定都市	実 施 機 関	ケース検討数 (被保護世帯数)
監査対象 A		66 県市	1,255 か所	1,410,049 世帯
うち 監査 実施	厚生労働省	66 県市	54 か所	2,119 件
	都道府県・指定都市	—	1,200 か所	50,328 件
	合計 B	66 県市	1,254 か所	52,447 件
	実施率 B/A	100.0 %	99.9 %	3.72 %

(注)・平成22年度厚生労働省監査結果及び「平成22年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告」による。

・「監査対象 A」の被保護世帯数は、平成22年度福祉行政報告例による。

(2) 厚生労働省が実施した指導監査結果に基づく主な問題点（平成22年度）

	主な問題点	か所	指摘率(%)
都道府県・指定都市本庁	・実施体制の整備	54	81.8
	・管内福祉事務所に対する指導の徹底	51	77.3
	・課税調査の徹底	40	60.6
	・本庁の指導監査、指導監査体制	38	57.6
	・実施方針及び事業計画の策定	33	50.0
	・保護の相談・申請・廃止の取扱い	18	27.3
福祉事務所	保護の適正実施の推進		
	・訪問調査活動の充実強化及び援助方針の樹立	44	81.5
	・適切な面接相談の実施及び申請の取扱い	39	72.2
	・扶養能力調査及び扶養義務履行指導の徹底	38	70.4
	・課税調査の徹底	37	68.5
	・保護廃止の取扱い	31	57.4
	・法第63条及び第78条の適用について	17	31.5
	・病状把握及び就労指導の徹底	15	27.8
	組織的な運営管理の推進		
	・査察指導機能の充実及び組織的運営管理の推進	47	87.0
	・実施体制の整備	31	57.4

(注)・平成22年度厚生労働省監査結果による。

・都道府県・指定都市本庁指摘率 = か所 / 66

・福祉事務所指摘率 = か所 / 54

(3)福祉事務所に対する指摘事項(平成22年度)

主眼事項・着眼点別改善指示事項(その1)

指摘事項	厚生労働省監査分			都道府県市監査分			合 計			指摘率 %
	郡部	市部	計	郡部	市部	計	郡部	市部	計	
I 保護の適正実施の推進	2	52	54	148	758	906	150	810	960	76.6
1 保護の相談、申請、開始段階における 助言、指導及び調査の徹底	2	45	47	87	423	510	89	468	557	44.4
(1) 面接相談時等における適切な対応	1	38	39	22	187	209	23	225	248	19.8
(2) 適切な事務処理	1	28	29	15	63	78	16	91	107	8.5
(3) 保護開始時における調査	0	5	5	11	98	109	11	103	114	9.1
(4) 扶養義務履行の指導	1	37	38	62	290	352	63	327	390	31.1
(5) 関係機関等との連携	1	0	1	1	9	10	2	9	11	0.9
2 保護受給中における指導援助の推進	1	51	52	120	688	808	121	739	860	68.6
(1) 権利、義務の周知徹底	0	6	6	7	21	28	7	27	34	2.7
(2) 資産及び収入の把握	1	41	42	74	370	444	75	411	486	38.8
(3) 年金等の受給権の確認	0	17	17	20	144	164	20	161	181	14.4
(4) その他、他法他施策の活用	0	13	13	17	113	130	17	126	143	11.4
(5) 入院患者、介護施設入所者及び社会福祉 施設入所者の加算等の取扱い	0	0	0	1	4	5	1	4	5	0.4
(6) 援助方針の策定	1	39	40	34	170	204	35	209	244	19.5
(7) 訪問調査活動の充実	1	39	40	64	374	438	65	413	478	38.1
(8) 就労阻害要因の把握	0	10	10	28	179	207	28	189	217	17.3
(9) 個別具体的な指導援助の充実	0	24	24	23	201	224	23	225	248	19.8
(10) 関係機関との連携及び社会資源等の活用	0	5	5	3	37	40	3	42	45	3.6
3 適正な保護の決定事務の確保	1	32	33	44	321	365	45	353	398	31.7
(1) 開始時の要否判定	1	3	4	3	33	36	4	36	40	3.2
(2) 保護の廃止	1	30	31	39	187	226	40	217	257	20.5
(3) 最低生活費の算定及び通知事務	0	8	8	26	188	214	26	196	222	17.7
4 不正受給防止対策等の推進	0	14	14	16	107	123	16	121	137	10.9
(1) 収入申告内容の確認等の状況	0	1	1	12	50	62	12	51	63	5.0
(2) 不正受給ケースに対する措置	0	11	11	3	27	30	3	38	41	3.3
(3) 不正受給等の原因分析及び再発防止対策	0	5	5	4	46	50	4	51	55	4.4
II 医療扶助の適正運営の確保	0	19	19	55	274	329	55	293	348	27.8
(1) 医療扶助受給者に対する指導援助等の状況	0	14	14	22	113	135	22	127	149	11.9
(2) レセプトの点検・活用	0	8	8	12	32	44	12	40	52	4.1
(3) 移送給付等の状況	0	0	0	34	156	190	34	156	190	15.2
(4) 嘱託医等の配置及び活動状況	0	9	9	1	12	13	1	21	22	1.8
(5) 本庁への技術的助言の要請状況	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0.1
(6) 他法他施策の活用及び関係機関との連携	0	9	9	13	54	67	13	63	76	6.1

(注) 平成22年度厚生労働省監査結果及び「平成22年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告」による。

(その2)

指摘事項	厚生労働省監査分			都道府県市監査分			合 計			指摘率 %
	郡部	市部	計	郡部	市部	計	郡部	市部	計	
Ⅲ 介護扶助の適正運営の確保	0	3	3	18	88	106	18	91	109	8.7
(1) 介護扶助受給者等に対する指導援助の状況	0	0	0	4	41	45	4	41	45	3.6
(2) 福祉用具及び住宅改修の給付状況	0	0	0	3	19	22	3	19	22	1.8
(3) 他法他施策の活用及び関係機関との連携	0	3	3	13	41	54	13	44	57	4.5
(4) 本庁への技術的助言の要請状況	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0.1
Ⅳ 福祉事務所における入所措置等の適正実施の確保	0	0	0	3	15	18	3	15	18	1.4
(1) 適正な入所措置事務等の確保	0	0	0	2	12	14	2	12	14	1.1
(2) 適正な保護の決定事務の確保	0	0	0	1	5	6	1	5	6	0.5
Ⅴ 組織的な運営管理の推進	2	50	52	61	498	559	63	548	611	48.7
1 計画的な運営管理の推進	1	46	47	15	152	167	16	198	214	17.1
(1) 理事者等の現状認識	1	35	36	2	20	22	3	55	58	4.6
(2) 問題の把握と対応策の組織的取組	1	40	41	6	64	70	7	104	111	8.9
(3) 生活保護業務の実施方針及び事業計画の状況	1	40	41	7	33	40	8	73	81	6.5
(4) 自主的內部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況	0	0	0	1	20	21	1	20	21	1.7
(5) ケース診断会議の活用状況	1	22	23	6	57	63	7	79	86	6.9
2 査察指導機能の充実	1	42	43	31	241	272	32	283	315	25.1
(1) 現業活動の掌握体制の確保	0	41	41	11	68	79	11	109	120	9.6
(2) 訪問の進行管理等	1	41	42	20	173	193	21	214	235	18.7
(3) ケース審査及び助言、指導	1	41	42	15	115	130	16	156	172	13.7
(4) 援助困難ケースへの対応	0	1	1	2	26	28	2	27	29	2.3
3 実施体制の確保	1	42	43	40	390	430	41	432	473	37.7
(1) 職員の配置状況	1	29	30	8	249	257	9	278	287	22.9
(2) 面接相談体制の状況	0	4	4	0	18	18	0	22	22	1.8
(3) 経理事務等の処理状況	0	14	14	21	151	172	21	165	186	14.8
(4) 現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等	0	16	16	6	52	58	6	68	74	5.9
(5) ケース記録等事務処理の管理状況	0	0	0	7	39	46	7	39	46	3.7
Ⅵ 福祉事務所の実情に応じた重点的な指導	1	18	19	20	142	162	21	160	181	14.4
(1) 暴力団関係者ケースに対する調査、指導	1	10	11	3	45	48	4	55	59	4.7
(2) 自動車保有ケースに対する調査、指導	0	4	4	17	89	106	17	93	110	8.8
(3) ホームレス等に対する保護の適用	0	7	7	0	2	2	0	9	9	0.7
(4) 福祉事務所の規模に応じた適切な組織運営	0	0	0	0	16	16	0	16	16	1.3
(5) 職員による不祥事件の再発防止	0	1	1	0	4	4	0	5	5	0.4

(注) ・ 本表は、厚生労働省及び都道府県・指定都市の監査結果通知において着眼点(カッコ数字)ごとに指摘した実施機関の延べ数及び主眼事項(Ⅰ-Ⅰ～Ⅵ)ごとに各事項で指摘した実施機関の実数を記載したものである。

・ 指摘率＝ $\frac{\text{指摘を受けた実施機関}}{\text{厚生労働省及び都道府県・指定都市本庁が監査を実施した実施機関}} \times 100$

(4) 都道府県・指定都市別同意書徴取等の状況

① 都道府県・指定都市別同意書徴取状況

区 分	申請件数 A	同意書の徴取数 B	同意書徴取率 (%) B/A
北海道	10,126	10,043	99.18
青森県	3,403	3,403	100.00
岩手県	2,293	2,282	99.52
宮城県	1,726	1,718	99.54
秋田県	2,175	2,168	99.68
山形県	1,182	1,179	99.75
福島県	2,807	2,804	99.89
茨城県	4,411	4,409	99.95
栃木県	3,227	3,223	99.88
群馬県	2,443	2,416	98.89
埼玉県	11,984	11,916	99.43
千葉県	9,613	9,613	100.00
東京都	47,108	28,567	60.64
神奈川県	6,106	5,982	97.97
新潟県	1,447	1,446	99.93
富山県	664	664	100.00
石川県	985	985	100.00
福井県	624	620	99.36
山梨県	939	939	100.00
長野県	2,201	2,201	100.00
岐阜県	2,383	2,381	99.92
静岡県	2,346	2,345	99.96
愛知県	6,016	5,976	99.34
三重県	2,881	2,881	100.00
滋賀県	1,674	1,674	100.00
京都府	1,782	1,762	98.88
大阪府	15,961	15,953	99.95
兵庫県	7,639	7,626	99.83
奈良県	2,323	2,323	100.00
和歌山県	2,205	2,205	100.00
鳥取県	1,105	1,103	99.82
島根県	904	900	99.56
岡山県	2,445	2,430	99.39
広島県	3,010	3,003	99.77
山口県	2,119	2,119	100.00
徳島県	1,593	1,593	100.00
香川県	1,516	1,516	100.00
愛媛県	2,982	2,977	99.83
高知県	2,978	2,925	98.22
福岡県	7,550	7,550	100.00
佐賀県	1,034	1,034	100.00
長崎県	3,422	3,402	99.42
熊本県	3,689	3,686	99.92
大分県	2,961	2,961	100.00
宮崎県	2,464	2,459	99.80
鹿児島県	3,863	3,863	100.00
沖縄県	4,496	4,494	99.96
札幌市	7,322	7,322	100.00
仙台市	2,573	2,573	100.00
さいたま市	3,188	3,187	99.97
千葉市	3,517	3,517	100.00
横浜市	10,895	10,295	94.49
川崎市	5,299	5,244	98.96
相模原市	2,015	2,014	99.95
新潟市	1,540	1,540	100.00
静岡市	1,326	1,326	100.00
浜松市	1,526	1,526	100.00
名古屋市	11,689	11,593	99.18
京都市	6,644	5,733	86.29
大阪市	22,299	22,299	100.00
堺市	3,587	3,542	98.75
神戸市	5,652	5,652	100.00
岡山市	2,237	2,237	100.00
広島市	4,634	4,609	99.46
北九州市	3,626	3,620	99.83
福岡市	8,820	8,820	100.00
合 計	317,194	296,368	93.43

(注)・「平成22年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告」による。

・本表は、「職権保護」を除いた件数である。

② 関係先調査の実施状況

	調査実 ケース数 A	調査延件数							1ケース当たり 調査件数 B/A
		年金・手当	生命保険	金融機関	税務調査	雇用先	その他	計 B	
北海道	10,068	3,392	143,736	129,150	54,716	133	1,191	332,318	33.0
青森県	3,405	1,790	53,174	37,992	2,258	84	1,756	97,054	28.5
岩手県	2,304	1,619	40,130	20,930	1,020	46	819	64,564	28.0
宮城県	1,657	640	27,137	14,268	362	41	352	42,800	25.8
秋田県	2,045	1,829	41,765	19,220	3,757	9	794	67,374	32.9
山形県	1,179	592	19,703	10,564	1,118	17	309	32,303	27.4
福島県	2,726	2,925	38,753	31,005	2,309	40	832	75,864	27.8
茨城県	4,113	3,686	50,869	41,887	1,676	30	924	99,072	24.1
栃木県	3,224	1,608	50,929	40,377	973	19	644	94,550	29.3
群馬県	2,380	1,690	34,684	22,919	1,655	18	1,173	62,139	26.1
埼玉県	11,860	11,792	185,334	174,127	6,420	96	1,331	379,100	32.0
千葉県	9,211	6,935	176,613	123,097	3,587	62	1,168	311,462	33.8
東京都	25,772	11,893	125,051	165,757	2,376	219	3,876	309,172	12.0
神奈川県	5,920	4,683	64,987	71,231	1,706	60	263	142,930	24.1
新潟県	1,371	912	18,890	14,181	1,306	7	489	35,785	26.1
富山県	772	224	11,948	6,741	281	104	16,730	36,028	46.7
石川県	984	751	12,049	9,800	576	4	70	23,250	23.6
福井県	615	524	11,440	7,396	525	6	124	20,015	32.5
山梨県	885	951	17,839	12,144	549	9	692	32,184	36.4
長野県	2,191	1,951	36,499	25,358	1,308	30	1,382	66,528	30.4
岐阜県	2,382	2,019	47,214	41,530	889	46	674	92,372	38.8
静岡県	2,558	3,089	37,068	22,920	1,144	15	308	64,544	25.2
愛知県	5,935	4,165	88,287	86,298	2,283	41	1,970	183,044	30.8
三重県	2,789	1,757	41,763	32,760	920	75	520	77,795	27.9
滋賀県	1,614	764	23,371	19,410	729	18	258	44,550	27.6
京都府	1,745	857	27,541	19,170	1,028	24	599	49,219	28.2
大阪府	15,802	9,423	210,959	228,270	4,038	29	800	453,519	28.7
兵庫県	7,532	5,863	104,822	107,410	4,551	51	2,699	225,396	29.9
奈良県	2,274	1,996	48,256	40,797	1,892	32	1,211	94,184	41.4
和歌山県	2,192	2,192	49,469	39,497	725	358	1,246	93,487	42.6
鳥取県	1,087	741	14,411	9,315	1,275	62	794	26,598	24.5
島根県	902	527	14,054	9,585	520	24	128	24,838	27.5
岡山県	2,419	2,293	48,818	29,709	3,075	39	387	84,321	34.9
広島県	2,702	2,410	45,345	25,629	813	87	759	75,043	27.8
山口県	2,106	2,239	38,129	28,037	1,580	33	322	70,340	33.4
徳島県	1,622	1,588	28,020	19,351	532	5	191	49,687	30.6
香川県	1,521	1,147	30,832	26,842	1,236	17	463	60,537	39.8
愛媛県	2,973	2,025	57,706	23,830	1,803	94	558	86,016	28.9
高知県	3,017	3,101	57,417	37,940	3,773	283	1,860	104,374	34.6
福岡県	7,413	4,348	108,434	69,071	3,326	214	1,771	187,164	25.2
佐賀県	1,428	779	19,384	13,725	659	27	694	35,268	24.7
長崎県	3,318	1,259	60,234	34,394	581	18	1,211	97,697	29.4
熊本県	3,685	3,475	60,331	28,853	4,032	92	1,371	98,154	26.6
大分県	2,953	2,131	56,096	25,132	2,178	121	826	86,484	29.3
宮崎県	2,067	1,702	40,064	27,691	1,750	26	971	72,204	34.9
鹿児島県	3,863	3,936	91,213	83,675	1,944	76	2,962	183,806	47.6
沖縄県	4,481	2,422	80,044	36,036	2,329	30	2,791	123,652	27.6
札幌市	7,230	763	178,878	186,043	337	43	196	366,260	50.7
仙台市	2,483	675	30,448	26,096	17	39	87	57,362	23.1
さいたま市	3,536	3,262	44,515	43,299	1,367	169	264	92,876	26.3
千葉市	3,446	2,319	36,776	37,373	474	57	61	77,060	22.4
横浜市	9,926	9,872	120,106	117,432	9,680	116	802	258,008	26.0
川崎市	5,349	3,463	63,566	59,263	2,159	147	803	129,401	24.2
相模原市	1,978	2,062	29,409	29,645	3,311	8	1,636	66,071	33.4
新潟市	1,400	466	13,845	17,674	602	2	151	32,740	23.4
静岡市	1,303	1,324	27,193	19,829	13	2	26	48,387	37.1
浜松市	1,526	218	32,328	14,278	236	5	287	47,352	31.0
名古屋市	6,993	415	52,618	63,509	118	5	116	116,779	16.7
京都市	4,892	4,427	41,055	41,274	2,319	17	2,264	91,356	18.7
大阪市	21,510	19,151	426,248	449,376	26,741	353	9,747	931,616	43.3
堺市	3,295	670	59,717	45,816	1,623	10	173	108,009	32.8
神戸市	5,852	3,275	73,251	84,608	6,269	84	365	167,852	29.7
岡山市	2,092	1,113	41,679	27,902	1,447	30	1,013	73,184	35.0
広島市	2,646	647	42,928	23,795	84	21	301	67,776	25.6
北九州市	3,468	3,401	80,292	67,818	3,003	45	622	155,181	44.7
福岡市	8,820	2,414	163,796	79,743	3,679	120	2,245	251,997	28.6
合計	282,607	188,572	4,249,460	3,579,794	201,560	4,244	84,422	8,308,052	29.4

(注)「平成22年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告」による。

③ 訪問基準の状況

区 分	郡部訪問基準別割合							市部訪問基準別割合						
	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	6ヵ月	12ヵ月	合計	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	6ヵ月	12ヵ月	合計
北海道	3.0	10.6	26.8	42.0	5.8	11.7	100.0	2.1	6.4	25.6	40.1	17.0	8.8	100.0
青森県	10.7	6.8	62.4	0.0	0.0	20.1	100.0	9.0	6.8	61.7	2.5	11.8	8.3	100.0
岩手県	14.4	23.1	47.7	0.0	14.8	0.0	100.0	9.4	15.4	44.7	13.6	11.8	5.1	100.0
宮城県	12.9	10.2	44.0	0.0	16.3	16.6	100.0	11.8	9.9	43.9	0.0	19.3	15.2	100.0
秋田県	15.0	16.6	37.9	0.0	11.7	18.8	100.0	13.8	15.1	47.7	8.1	3.9	11.3	100.0
山形県	25.0	11.6	38.6	0.0	0.9	23.9	100.0	10.2	5.1	62.3	0.0	7.1	15.2	100.0
福島県	16.9	12.7	36.6	0.0	13.2	20.6	100.0	15.9	14.9	46.6	3.1	10.5	9.0	100.0
茨城県	7.1	8.8	22.4	21.5	21.5	18.6	100.0	7.6	4.7	35.5	13.4	21.5	17.4	100.0
栃木県	4.4	17.0	61.1	0.0	0.0	17.5	100.0	2.9	11.2	72.7	0.0	5.2	8.0	100.0
群馬県	33.4	0.0	48.0	0.0	0.0	18.6	100.0	3.9	5.2	65.4	10.6	4.3	10.6	100.0
埼玉県	4.6	11.7	22.8	21.0	28.0	11.9	100.0	5.1	7.0	21.4	19.5	39.3	7.7	100.0
千葉県	9.9	15.7	46.5	1.2	9.8	16.8	100.0	10.7	4.8	51.9	6.6	18.0	8.0	100.0
東京都	7.1	8.2	16.9	4.6	45.0	18.2	100.0	3.9	6.5	18.3	21.9	40.7	8.7	100.0
神奈川県	7.3	6.9	34.0	17.8	27.0	7.0	100.0	6.2	3.6	27.5	28.4	27.1	7.2	100.0
新潟県	14.9	13.8	41.3	3.6	22.5	4.0	100.0	13.8	9.1	44.7	3.4	22.2	6.8	100.0
富山県	15.1	30.2	22.6	0.0	17.9	14.2	100.0	14.6	14.9	45.4	0.0	22.1	3.0	100.0
石川県	4.2	4.2	19.2	31.2	10.7	30.5	100.0	2.9	8.0	27.8	36.7	18.4	6.2	100.0
福井県	30.3	14.5	26.1	0.0	6.2	22.8	100.0	5.8	0.5	55.3	13.1	9.5	15.8	100.0
山梨県	11.6	17.7	30.2	9.9	1.3	29.3	100.0	11.9	13.0	48.8	6.7	3.6	16.1	100.0
長野県	23.2	14.1	34.2	0.0	3.9	24.6	100.0	20.8	11.1	43.9	0.0	10.9	13.3	100.0
岐阜県	21.0	20.1	40.9	0.0	1.7	16.3	100.0	10.0	17.8	54.0	1.3	12.8	4.1	100.0
静岡県	2.7	8.9	31.8	0.0	38.1	18.5	100.0	5.9	6.2	28.3	1.1	44.3	14.2	100.0
愛知県	6.7	19.4	56.3	0.0	12.1	5.5	100.0	22.5	18.5	43.1	5.0	8.5	2.4	100.0
三重県	17.1	4.4	31.5	12.1	13.4	21.5	100.0	8.4	6.3	22.2	14.4	33.4	15.3	100.0
滋賀県	7.5	17.1	11.8	20.4	27.9	15.4	100.0	2.8	11.2	13.9	24.6	38.2	9.3	100.0
京都府	6.1	15.4	17.8	18.4	35.1	7.2	100.0	3.5	15.1	16.1	25.7	33.3	6.3	100.0
大阪府	7.0	14.9	44.0	1.2	23.8	9.2	100.0	2.6	6.3	34.4	11.5	38.4	6.8	100.0
兵庫県	4.3	6.5	49.9	12.0	27.3	0.0	100.0	4.4	1.9	22.4	21.1	48.4	1.8	100.0
奈良県	2.4	3.5	40.1	0.0	42.5	11.5	100.0	1.7	3.6	41.9	0.1	46.2	6.6	100.0
和歌山県	9.6	13.9	60.6	0.0	15.9	0.0	100.0	9.2	12.0	56.6	12.8	9.3	0.0	100.0
鳥取県	40.3	0.0	32.7	0.0	23.1	4.0	100.0	23.8	0.0	58.5	0.0	7.3	10.5	100.0
島根県	-	-	-	-	-	-	-	9.7	5.9	36.1	24.6	8.6	15.1	100.0
岡山県	5.5	11.2	37.1	0.0	21.2	25.0	100.0	4.1	15.2	40.8	4.7	20.0	15.3	100.0
広島県	5.2	11.6	64.8	0.0	8.7	9.6	100.0	6.2	10.9	40.1	6.4	26.4	10.0	100.0
山口県	11.9	16.2	43.9	0.0	0.0	28.0	100.0	5.1	13.8	37.7	15.4	15.3	12.7	100.0
徳島県	4.7	21.6	56.3	0.0	17.4	0.0	100.0	5.6	12.1	68.4	0.0	13.9	0.0	100.0
香川県	5.2	4.0	23.5	47.6	19.7	0.0	100.0	4.5	0.5	10.5	56.1	24.8	3.6	100.0
愛媛県	19.7	2.6	59.2	0.0	17.5	1.0	100.0	10.5	0.0	27.8	31.0	23.9	6.8	100.0
高知県	9.7	16.2	57.7	0.0	16.4	0.0	100.0	6.3	13.9	19.4	28.7	27.7	3.9	100.0
福岡県	0.2	32.5	42.1	12.0	1.9	11.4	100.0	6.3	14.1	45.5	19.6	1.3	13.1	100.0
佐賀県	11.2	19.1	41.6	0.0	22.0	6.1	100.0	7.2	17.7	24.9	27.1	15.3	7.7	100.0
長崎県	15.6	14.9	52.4	0.0	17.1	0.0	100.0	8.5	11.1	57.0	5.1	14.4	4.1	100.0
熊本県	27.0	21.8	31.0	0.0	20.3	0.0	100.0	10.2	17.5	46.7	0.8	18.8	6.0	100.0
大分県	17.0	23.5	34.7	0.0	23.3	1.4	100.0	6.5	9.6	39.7	19.9	15.6	8.8	100.0
宮崎県	5.0	11.0	34.2	30.7	9.7	9.5	100.0	2.2	6.5	36.3	39.2	5.6	10.1	100.0
鹿児島県	9.1	0.0	8.9	28.4	38.7	14.9	100.0	7.7	0.0	18.7	28.9	31.4	13.3	100.0
沖縄県	5.1	23.0	56.1	0.0	8.2	7.6	100.0	7.1	7.7	35.0	8.8	35.3	6.0	100.0
札幌市								7.0	10.4	32.3	9.9	35.7	4.8	100.0
仙台市								9.4	0.0	30.3	46.6	9.2	4.5	100.0
さいたま市								5.2	10.5	26.4	13.5	37.2	7.3	100.0
千葉市								11.4	17.5	8.3	53.0	9.8	0.0	100.0
横浜市								0.1	0.0	21.4	0.0	61.1	17.4	100.0
川崎市								9.7	0.7	44.9	1.1	37.2	6.5	100.0
相模原市								12.0	6.9	23.9	26.8	23.8	6.6	100.0
新潟市								2.0	4.5	24.9	43.8	13.8	11.1	100.0
静岡市								4.9	0.0	33.6	0.0	47.5	14.0	100.0
浜松市								27.2	0.0	24.1	0.0	33.3	15.4	100.0
名古屋市								9.8	19.9	15.6	27.2	18.4	9.2	100.0
京都市								0.4	3.3	27.2	13.7	48.5	6.9	100.0
大阪市								0.2	4.0	20.0	29.0	43.6	3.2	100.0
堺市								4.3	7.0	29.2	8.8	44.2	6.4	100.0
神戸市								0.3	0.0	21.7	0.0	36.3	41.7	100.0
岡山市								2.7	10.7	44.5	0.0	34.4	7.7	100.0
広島市								3.9	7.9	35.0	0.0	48.1	5.1	100.0
北九州市								4.4	9.7	32.0	0.0	42.9	11.0	100.0
福岡市								3.3	0.0	46.6	0.0	41.9	8.2	100.0
合計	7.6	15.4	38.7	13.8	13.0	11.5	100.0	5.5	7.1	30.9	16.4	31.4	8.7	100.0
全国	5.6	7.6	31.4	16.2	30.4	8.8	100.0							

(注)「平成22年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告」による。

2 不正受給の状況

(1) 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1件当たり の 金 額	告 発 等	保 護 の 停廃止等
	件	千円	千円	件	件
18	14,669	8,978,492	612	13	3,679
19	15,979	9,182,994	575	12	3,807
20	18,623	10,617,982	570	26	4,493
21	19,726	10,214,704	518	23	4,549
22	25,355	12,874,256	508	52	6,967

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

(2) 不正内容の年度別推移

内 訳	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
	件	%	件	%	件	%
稼働収入の無申告	10,486	56.3	9,891	50.1	11,026	43.5
稼働収入の過小申告	2,029	10.9	1,983	10.1	2,055	8.1
各種年金等の無申告	2,667	14.3	4,022	20.4	7,015	27.7
保険金等の無申告	662	3.6	742	3.8	1,030	4.1
預貯金等の無申告	354	1.9	483	2.4	556	2.2
交通事故に係る収入の無申告	305	1.6	292	1.5	403	1.6
その他	2,120	11.4	2,313	11.7	3,270	12.9
計	18,623	100.0	19,726	100.0	25,355	100.0

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

(3) 不正受給発見の契機の状況(平成22年度)

発 見 の 契 機			
照会・調査	通報・投書	その他	計
(89.4%)	(5.7%)	(4.9%)	(100.0%)
22,661	1,452	1,242	25,355

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

Ⅱ 保護施設関係

厚生労働省及び都道府県・指定都市・中核市が実施した指導監査(平成22年度)

1 指導監査の実施状況

年 度		21'	22'
施 設 数		か所 241	か所 231
実 施	厚 労 省 分	14	8
施 設 数	都道府県・指定 都市・中核市分	139	130

2 保護施設に対する文書指摘事項

(1)概 要

年度	平成21年度	平成22年度
指導監査実施施設数	153か所	138か所
文書指 摘 総 数	81件	116件
a 入所者処遇	26	30
b 職 員 処 遇	12	23
c 運 営 管 理	43	63

(2) 詳細

指 摘 事 例	平成21年度		平成22年度	
	指 摘 施設数	指摘率 (%)	指 摘 施設数	指摘率 (%)
a. 入所者処遇	26	18.8	30	21.7
1 入所者の個別処遇の策定が不十分	2	1.4	7	5.1
①入所者の個別処遇の策定が不十分	2	1.4	6	4.3
②処遇に関する記録が不十分	0	0.0	1	0.7
2 給食の取扱いが不適切	2	1.4	1	0.7
①検査及び保存食の実施等が不十分	2	1.4	0	0.0
②調理職員等の検便の実施が不十分	0	0.0	0	0.0
③嗜好調査、残飯(菜)調査が不十分	0	0.0	0	0.0
④栄養量の確保、給食内容が不十分	0	0.0	1	0.7
3 授産事業の実施内容が不適切	0	0.0	0	0.0
4 入所者預り金の管理及び取扱いが不適切	11	8.0	9	6.5
5 入所者の健康管理が不十分	1	0.7	3	2.2
6 遺留金品の取扱いが不適切	0	0.0	0	0.0
7 入所者の心情に対する配慮が不十分	2	1.4	1	0.7
8 入所者に対するクラブ活動が低調	0	0.0	0	0.0
9 入所者に対するリハビリが低調	0	0.0	0	0.0
10 入浴の実施が不十分	0	0.0	0	0.0
11 夜間における介護体制が不十分	0	0.0	1	0.7
12 褥瘡予防対策、離床対策が不十分	0	0.0	0	0.0
13 その他	8	5.8	8	5.8
b. 職員処遇	12	8.7	23	16.5
1 給与規程が不備又は実態と乖離	4	2.9	6	4.3
2 非常勤職員等の雇用形態が不明確	0	0.0	0	0.0
3 勤務体制の整備が不十分	1	0.7	6	4.3
4 職員の健康診断が不十分	5	3.6	3	2.2
5 研修会等への参加が低調	1	0.7	1	0.7
6 職員の定着化対策が不十分	0	0.0	0	0.0
7 職員に対する福利厚生が不十分	0	0.0	0	0.0
8 その他	1	0.7	7	5.1
c. 運営管理	49	35.2	63	45.7
1 会計事務処理が不適正	11	8.0	16	11.6
①会計事務処理が不適正	9	6.5	12	8.7
②診療所職員の人件費等の按分が不適切	0	0.0	2	1.4
③措置費対象外経費の支出	1	0.7	0	0.0
④予算の執行が不適切	1	0.7	2	1.4
⑤発注、支払が未決裁	0	0.0	0	0.0
2 就業規則、管理規程が不備又は実態と乖離	4	2.9	6	4.3
3 災害事故防止対策が不十分	7	5.1	9	6.5
4 契約の取扱いが不適切	4	2.9	4	2.9
①工事、高額物品購入にかかる事務処理が不適切	4	2.9	4	2.9
②給食材料及び医薬品等の購入にかかる事務処理が不適切	0	0.0	0	0.0
5 労働基準法に基づく諸届け等がなされていない	2	1.4	1	0.7
6 借入金・繰入金等の処理が不適切	1	0.7	1	0.7
①借入金・繰入金等の処理が不適切	1	0.7	0	0.0
②繰入金の管理・執行が不適切	0	0.0	1	0.7
③引当金の経理が不適切	0	0.0	0	0.0
7 内部牽制組織及び内部監査体制の不備	2	1.4	0	0.0
①内部牽制組織及び内部監査体制が不十分	1	0.7	0	0.0
②会計責任者への辞令が未交付	1	0.7	0	0.0
8 施設設備の整備が不十分	2	1.4	2	1.4
①施設設備の整備が不十分	1	0.7	2	1.4
②施設設備の使用目的が不適切	1	0.7	0	0.0
9 経理規程が不備又は実態と乖離	2	1.4	1	0.7
10 施設長の兼務及び無資格	1	0.7	1	0.7
11 職員給食費の徴収が不適切	0	0.0	2	1.4
12 直接処遇職員が未充足	2	1.4	1	0.7
13 施設長の施設運営管理が不十分	0	0.0	0	0.0
14 栄養士が未充足	0	0.0	0	0.0
15 職員会議等の開催が低調及び記録が未整備	0	0.0	1	0.7
16 その他	5	3.6	18	13.0
指 摘 事 例	81		116	

$$\text{※指摘率} = \frac{\text{指 摘 施 設 数}}{\text{指 導 監 査 実 施 施 設 数}} \times 100$$